

第96回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第2日）

令和2年6月4日（木曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	中 石 嘉 勝	書 記	大 上 千 佳
	書 記	橋 本 倫 法		
説明のため出席 した者の職氏名 (14名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	藤 木 卓
	企画防災課長	服 部 憲 靖	税 務 課 長	大 永 和 重
	住 民 課 長	山 田 裕 彦	健康福祉課長	福 本 秀 基
	高年介護課長	長 峰 忠 夫	農林振興課長	松 阪 鉄 矢
	農林振興課特命参事	衣 笠 俊 博	商工観光課長	真 岡 伯 好
	上下水道課長	梶 本 周 作	教 育 課 長	宇 多 雅 弘
	〈備 考〉 午前出席…農林振興課長 農林振興課特命参事 商工観光課長(13時49分～14時14分含) 午後出席…税務課長 住民課長 高年介護課長 上下水道課長 ※建設課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 生涯学習課長 …委員会室で待機 ※午前出席…午後委員会室で待機 午後出席…午前委員会室で待機			
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（石堂 基君） おはようございます。

皆様には、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまです。

今日、明日と本会議一般質問を予定しておりますので、よろしくお願いします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議員席の一部変更等についてお知らせします。

議会では、新型コロナウイルス感染予防対策として、本会議場における3つの密を避けるため、取り組みとして議員席の間隔を広くする仮設席を設け、3人席の岡本安夫議員と千種議員に席の変更をお願いしています。

また、当局についても、説明職員の出席を最少人数とし、間隔を広げて着席いただいております。

なお、議場内では原則マスクの着用をお願いしていますので、ご理解をよろしくお願いします。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（石堂 基君） 日程第1は、一般質問であります。

6名の議員から一般質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名します。

なお、今回の一般質問につきましては、従前のおり、あらかじめ通告をいただいております。既に、ご承知のとおり大きな項目では共通する質問事項がたくさんあります。

ただし、新感染症対策関連として、緊急性、重要性を考慮し、議長の手元において調整することは行っておりません。それを含めた上で、質問者並びに、それに対する答弁については、事前の質問、答弁等重複することのないように、慎重に質問のほうを進めていただきますようお願いをしておきます。

では、まず初めに、9番、金谷英志議員の発言を許可します。

〔9番 金谷英志君 登壇〕

9番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

コロナ禍の政策、国のほうでも、また、町のほうでもやられている中、コロナ禍が過ぎた中で、私は、農業政策について伺います。

まず、家族農業の振興をどう図るかについて、伺います。

東京大学の鈴木宣弘教授は、地方議会人4月号で、本年1月1日発効ありきで日米貿易協定が強引に国会承認されて発効した。TPPには参加しないと行って参加し、重要5品目は除外すると言って除外せず、日米2国間交渉はやらないと言ってやってしまった。既に各地で深刻化している農業生産構造の脆弱化に、この一層の自由化が上乗せさせる総合的影響は甚大である。もはや一部の大規模経営の増産で中小規模の廃業による減産がカバ

一できなくなり、国民に安全な食料を安定的に確保する食料安全保障の観点からも、地域社会の持続的な発展の観点からも、資源・環境・国土の健全な保全の観点からも、一部の企業的経営の振興という政策の方向性だけでなく、規模の大小にかかわらず家族農業経営の役割を再評価することが不可欠だ。これは農業だけの問題なのではなく、国民一人一人の自身の命の問題であると述べています。

家族農業の振興をどう図るか伺います。

鈴木教授の家族農業経営の役割の再評価が不可欠との認識に対する町長の見解を伺います。

ふるさと回帰支援センターによると 2019 年の移住・相談件数は 4 万 9,401 件で過去最高となっています。同センターの高橋公理理事長は、「地方で農業をしたい移住希望者はかなりの割合でいる」と述べています。町として農業移住者の支援を強化すべきではないか。

地方議会人の中で、農業ジャーナリストで明治大学客員教授の榊田みどり氏は「農業以外の雇用機会が乏しい地域では、担い手への農地集積による離農の増加がそのまま離村の増加につながり、さらなる人口減少と地域の衰退を招きかねない。この状況下、農村では、地域で消費するものは地域で生産する「地消地産」の取り組みが生まれている」と述べている。本町でも地消地産に取り組むべきではないか。

全国的に農地面積の減少が止まりません。2019 年の農地面積は、439 万 7,000 ヘクタールで、5 年前と比べて、約 12 万ヘクタールも減っています。大規模な担い手を育てるのも大事ですが、小規模でも耕作し続けることが農地の維持につながります。この点でも家族農業への支援が必要ではないか。

営農組合や担い手だけではなく、水稻、野菜、果樹、花き、などに取り組む家族農業者にも、トラクターなどの耕作機械や資材購入の補助が必要ではないか。

佐用まなび舎農園は、今後どのように家族農業に結び付けていくのか。

給食センターの休業により、影響を受けた町内の食材納入農家への補償が必要ではないか。

以上、町長の見解をお伺いします。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。それでは、御苦労さまです。

冒頭、議長からの御挨拶のように、コロナウイルス感染症の対策のために、この議会のほうも、いろいろな形で取り組んでいただいております。

今日、明日にまたがる一般質問におきましても、今回におきましては、6 名の方からの質問ということで、いつもよりかは少ない質問の通告としていただいております。

ただ、こうして答弁におきましても、マスクを着用して答弁をするということになりますが、どうしても、ちょっと、眼鏡のほう曇ってきたり、非常に言葉のほうもしゃべりにくい状況ですので、聞き取りにくい点があるかと思っておりますけれども、ご容赦願いたいと思います。

どうしても眼鏡が曇ってきたりすれば、また、マスクを、また、外させていただくこともあろうかと思っておりますけれども、その点も、ご了承いただきたいと思います。

はい、それでは、まず、最初の金谷議員からのご質問にお答えさせていただきます。

金谷議員からは、家族農業の振興をどう図るかという点について、ご質問をいただいております。

まず、1 点目の家族農業経営の役割の再評価が不可欠との認識に対する私の見解はどう

かということについてでございますが、国際連合において 2014 年の国際家族農業年を契機として、2017 年の国連総会で、2019 年から 2028 年の 10 年間を国連「家族農業の 10 年」が宣言され、その採択により、家族農業が農業生産に係る役割、途上国における飢餓撲滅への役割、等々、持続可能な社会に向けての役割が国際社会で共通認識をされまして、農林水産省においても、今後、5 年間の農政の核となります食料・農業・農村基本計画におきまして、現行の計画を修正をして、改めて、従来からの日本型農業の特徴であります、中小家族経営など、多様な経営体による農業の見直しというものが打ち出されております。

まず、家族農業経営の実態でございますが、本年になって、農林業センサスを実施をいたしました。まだ、データとして整備をされておられませんので、直近としては、若干、古くなるわけでありすけれども、2015 年の農林業センサスのデータから申し上げますと、全国では農林業経営体、これは耕地面積が 3 反以上の農林業経営体、また、3 ヘクタール以上の林業経営体は、約 138 万で、そのうち家族経営体は 134 万であり、全体の 97.6% が家族経営体となっており、日本の農業は構造的に、家族農業経営体が大多数となっております。

佐用町におきましても、全国とほぼ同様の割合で、1,069 の農林業経営体のうち 1,033 が家族農業経営体となっており、96.6% となっております。

また、家族農業経営体の定義でありますけれども、農林業センサスの定義と同様に、経営規模に関係なく、雇用の有無を問わない「一世帯で事業を行う者、農家が法人化した形態の一戸一法人を含めるもの」、また、小規模の家族農業経営体を労働力の過半を家族労働力で賄っているものとして、私なりの見解を述べさせていただきたいと思います。

金谷議員が引用をされております地方議会人の 4 月号の巻頭の寄稿で、東京大学の鈴木先生が、規模の大小にかかわらず家族経営体の役割の再評価について言及をされておりますが、確かに、現在の国の農業政策は、農業の成長産業化を目指して、農地の集積による経営の…向上…経営…生産性の向上を図って、また、そのことによって、農業所得を増やすことに力点が置かれております。そのために、家族経営体にあっても、大規模な経営を図るものに対して、いわゆる担い手農家のうち、認定農業者、認定新規就農者に対して、機械導入時の補助や農地を集積しやすい体制整備など、各種の支援が行われているところであります。

町といたしましても、国の政策に準じて取り組んでいるわけではあります。国庫補助の「産地パワーアップ事業」や「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」による農業機械の導入支援、また、町単独での事業として、農業の担い手確保補助金などを交付して、農地の集積への支援も行っているところでございます。

しかし、佐用町のような中山間地においては、大型農家と言いましても、全国的に見れば、労働力の過半を家族で賄っている家族経営がほとんどで、小規模農家であります。その経営は、非常に厳しい経営状況にあるというふうに認識をしておりますが、そうした、認定農業者、専業農家の方々が現在頑張っていただいて、さらに小規模な農家の作業を受託する受け皿、また、離農する方の受け皿として地域農業を維持する役割を担っていただいているのが現状であり、そのために、そうした、いろいろな各種支援を行っているわけではあります。

しかし、佐用町の農業の全体像を見た時に、先ほどの農林業センサスでも示されているとおり、今も多数を占める小規模な半農半 X、いわゆる兼業農家さんが農業の担い手として、これからも位置づけていかないと、佐用町の農業、また、農地の保全、維持をすることは、大変難しいというふうに、私も認識をいたしております。

そのため、1 つの支援として、町では、昨年、多面的機能直接支払交付金制度の対象地域を広げるために、兵庫県下でも一番に広域化に取り組み、この交付金を農道や用水

などの共有農業用施設の改修費等に充てていただくことで、少しではありますが、小規模農家の家族経営の営農負担の軽減を図っているところでございます。

また、鈴木先生が指摘をされております安全な食料を安定的に提供していくことは、「命に係る問題」で、国の安全保障の問題でもあることは当然なことでもあります。

私も機会あるごとに、農林水産省に対しまして、農業自給率を、せめて国際水準並みに高めること、この目標を掲げていくことが、これからの農業を考える上で、一番重要なことではないかというふうに、申し上げているところであります。

鈴木先生の家族農業の再評価の認識ということについてであります。耕作条件の不利な中山間地であって、小規模な家族経営が大多数を占める佐用町におきましては、改めて、家族農業の再評価をするまでもなく、私は、以前から農地の保全や環境の保全にあって、家族農業者の皆さん方が、重要な役割を担っていただいているとを申し上げ、これからは家族農業の、そうした維持することで、佐用町の農地、環境というものを守って行かなければならないというふうに考えております。

そういう、考えの中で、今後、町といたしましては、「家族農業の10年」の始まりによる国の農業政策の変化を注視しながら、町の農業政策の方向性を間違わないようにして、進めて参りたいというふうに考えております。

次に、2点目の農業移住者の支援を強化すべきではないかという点について、お答えをさせていただきます。

佐用町での移住施策の中で、農業希望の移住者の支援につきましては、空き家バンクに登録された物件を合わせて取得する農地の下限面積の要件を緩和するなどの制度を整備してまいりました。

また、県の主催する就農セミナーへ参加し、佐用町での就農を呼び込む取り組みも行っておりましてあります。

現在、総務省の地域おこし協力隊制度を活用して、就農を目指している隊員が1名、町内で活動を行っております。この隊員につきましては、農林振興課としては就農に向け、昨年は、町内の若手農業者で構成された佐用農業生産組合の指導のもと、佐用町での農業について学んでいただき、本年は、年間を通して、自作していただくよう農地を確保するなど、支援を行っているところでございます。

また、移住して就農される方は、新規就農者が多く、現在、新規就農を対象として支援している制度で、最長5年間に年間150万円を上限とした交付金を受け取れる国庫事業の新規就農総合支援事業費補助金や、ビニールハウスを設置される場合には、町の単独事業で、上限60万円を交付する制度、また、JAからも設置資材の1割を補助される制度もございますので、これらの制度を活用をしていただきながら、支援を行っているところであります。

補助金のほかにも、普及センターやJA等の関係機関とも連携をして、営農相談や地域情報の提供など、ソフト的な支援も行っております。

この3月にも、移住された新規就農者に対しまして、現地での営農状況の取り組みを、しっかり確認をしながら、必要な支援を行うように担当課にも指示をしたところであります。

町といたしましては、これらの制度を活用しながら、総合的な移住定住対策を行っております商工観光課と、就農支援を行う農林振興課のお互いが連携し、農業移住者への切れ目のない適切な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

ただ、ふるさと回帰支援センターによりますと、相談件数は年に5万件近くあり、希望者が多いとのことではありますが、実際に、町が参加して行っている移住・定住相談会では、農業に関心を持つ移住者は、相談者の1割程度に留まっており、さらに、本格的な就農希

望者は非常に少ないのが現状であります。

次に、3点目の本町でも「地消地産」に取り組むべきではないかという点について、お答えをさせていただきます。

「地産地消」と「地消地産」の表現の違い、その中身の違いでありますけれども、私は、地域農業の振興という点においては、それほど変わらないのではないかなというふうに思います。

前回の3月議会で金谷議員の所得取戻しについての質問に対する答弁の中で、農林業における「地産地消」が、域内経済の循環にあって重要であることの見解を申し上げ、本町での取り組みを紹介をさせていただきましたが、本町では、昨年GI登録した「佐用もち大豆」を使った料理を広報で紹介をしたり、学校給食では、できる限り地元食材を使用しておりますし、地元特産品を佐用フードとして位置づけ、町の安全、安心な地元産の農産物を町内イベントでのPRも継続して行っており、今後も、そうした活動を行っていきたいと考えております。

また、今年度は、生産者の方には、町内や、また、来町者の消費者が求める農産物の情報と販売拠点として、その核となる「ふれあいの里上月」「味わいの里三日月」「南光ひまわり館」の3農産物直売所の経営強化のため、統合支援を行っているところでございます。

「地産地消」「地消地産」という言葉の言い方、これは違っても、その目的とするところは、大きな違いがないと思いますが、そうしたスローガンを掲げながら、地域農業の生産の発展と農業振興を図ってまいりたいと考えております。

次に4点目の家族農業への支援が必要ではないかという点について、お答えをさせていただきます。

佐用町におきまして、昨年は、農地が太陽光発電用地、そして、住宅用地等への転用がされ、その面積を3.4ヘクタールとなっており、また、非農地化の予備軍ともなりかねない作付けされない保全管理の農地も増加をしている状況であります。

そのような中、農地の維持につながる家族経営の役割の認識、中でも非常に小規模な家族農業経営体の位置づけや、現時点での支援については、先ほどの答弁の中で申し上げたとおりでございますが、まずは、その支援の柱として、多面的機能直接支払交付金制度の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に5点目の家族農業にも、トラクターなどの農業耕作機械や資材購入の補助が必要ではないかというご質問に対して、お答えをさせていただきますが、現在、ビニールハウスの資材の購入、また、獣害防止柵等の資材の購入について支援を行っているところであります。

しかし、個人が使用をされるトラクターなどの農業機械に対しまして、こうした支援を専業農家とか担い手農家、農業法人に対する支援と同じようにしていくことは、これは非常に制度上難しいというふうに考えます。

現在の農業におきまして、特に、稲作を考えた時に、どんな小さな規模の農家であっても、この農業機械一式をそろえようとする、1,000万円ぐらいは必要だというふうに承知をしております。

佐用町のそうした小規模な農家、1,000ぐらいあるわけではありますが、そうした方々に公平に、そうした補助をしていくということは、制度上も難しいですし、財政的にも国の制度がない中、町単独で行うということは、非常に厳しいものがあります。

また、農業だけでなく、多くのいろいろな産業、事業者がある中で、農業者にだけに対して、個人の財産のために使う、個人の財産としての農業機械、そういう物に公費を充てるということ、これは社会通念上、非常にこれは困難、難しいし、理解が得られないところがあるのではないかと思います。

しかし、現在の家族農業、そのものを、ずっと維持していくこと自体も、まだ、逆に難しい、非常に困難なところがあります。そういう中で、現行の制度を活用できる、やっぱり工夫も必要ではないかと思います。

農業経営を若干拡大していただければ、わずかではありますが、農業の担い手補助金の交付を受けることができますし、営農組合でなくても、数人の有志によって、法人を立ち上げる場合には、設立への準備段階の支援として、農業に精通した税理士や中小企業診断士のアドバイザーの無料派遣、また、法人化の後は、機械導入費の3分の1の費用補助といった県の補助制度もございます。

現に本年3月には、上三河で営農を目的とした法人を5人の方で設立をされております。営農意欲の高い、非常に小規模な家族農家の方であっても、これを長く続けていくためには、1人では、これはなかなか、難しい状況が想像できます。そういう意味の中で、ぜひとも数人であっても、こうした法人を設立していただくなどして、機械の導入等の補助について、現在可能な補助要件への誘導、また、支援を進めていければというふうに考えております。

続いて6点目の佐用まなび舎農園は、今後どのように家族農業に結びつけていくのかというご質問でございますが、まず、農園の現状について、改めて説明をさせていただきますが、当農園は、太陽光発電事業収入による安定した組合運営を基礎にして、組合のチャレンジ事業、また、未来を見据えた新しい農業事業として、平成29年1月にハウス等の農業生産設備を完成させ、事業を開始したものであります。

事業の開始以降、町内からも従業員として多数の方が勤務されるなど、働き場所の確保にもつながっているほか、佐用高校と連携をした農業科学科の研修や実習、家政科との加工品の共同開発の実施なども行なってきております。

しかし、ご存じのとおり農園の現在の収支状況は、太陽光発電事業収入で補完している状況でありまして、そのため現在、問題として発生しておりますカビ・病害虫対策を踏まえた、より効率的で安定的な栽培手法の確立。販売価格を上げるための播種・収穫時期の見直し。より効率的な販路の精査と各種手数料・費用の削減などに取り組んでおり、現状においては、農園事業単体での収支均衡を、できるだけ早く均衡を図りたいということを目指しているところであります。

したがって、現状においては、佐用まなび舎農園のキャッシュベースでの収支均衡達成に注力することを第一に考え、あわせて将来的な横展開に向けたビジネスモデル構築の検討を進め、こうした今後、新しい技術を取り入れた農業に取り組もうとされる方があれば、組合として、また、町として、可能な限りの支援を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、7点目の給食センターの休業により、影響を受けた町内の食材納入農家への補償が必要ではないかという点について、お答えをさせていただきます。

このたびの学校臨時休業に伴い、学校給食も3月3日から中止をいたしました。納入業者の方には、急きょキャンセルをお願いし、ほかへの流用等にご協力をいただいたところであります。

給食センターでは、町内産の野菜について、全量の約3割を町内4団体、12人の農家さんに納入をいただいているところでありますが、このたびの休業期間中は、ちょうど野菜が少ない時期であったため、野菜は太ネギ1品目のみをお願いをしていたところであります。

しかし、生産者の方から太ネギが病気にかかり納入ができなくなったとの連絡を受け、結局、町内生産者の方のキャンセルは発生をしませんでした。

したがって、ご質問の補償についての問題は発生は致しておりません。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 家族農業に対する町長の見解、大切だということは、よく分かりました。

それで、今まで、地産地消と言っていたの、地消地産というところで、自分とこの地域でつくれるものは、自分とこでつくりましょう。今まででしたら、作った物は自分ところ消費しましょうと、若干、ニュアンスが違うんですけども、消費する物は自分ところで作りましょうということですから、この中で、取り組みで、全国的な中で取り組んでおられるのが、山形県の置賜地域というところがあるらしいんです。兵庫県で言えば、西播地域みたいなもので、3市5町がその地域に入るらしいんです。

その中で、その圏域で地消地産ということで、取り組まれているらしいんですけども、その中で、自分とこで作った物は自分とこで、佐用町だけというのは、その消費の分が、需要が少ないですから、西播地域ぐらいの地域でしたら、作れる物は西播地域で作りましょう。それでしたら、交通費なんかも、運送費なんかも、その中ですから、全国的に発送するという意味では、なかなか、そんなにかからないということで、地域内でもいうことが求められております。

それで、佐用町で作れる野菜とかいうことになれば、やっぱり、その地域内で、やっぱり消費できるから、需要先もありますから、そういう面では、やっぱり大規模な農家よりも、今、大規模でやっているというのは、ほとんど水稲ですから、野菜なんかでしたら、規模も小さいですから、その中では、家族農営、小規模農業が野菜を作られるということが多いことが考えられますから、その中で、地消地産の中で、野菜なんかは家族農営に、これを、もうちょっと、最初の答弁で、町長の小規模農家に対する大切だということも、よく分かります。

ですから、そういう中では、小規模農家には、野菜つくるんでしたら、先ほど、今、やっている支援なんかは、ビニールハウスとかいうものもありましたけれども、やっぱり現状を、もうちょっと詳しく、どんなことが小規模のことが求められているのかということになれば、現状、どういう状況かというのを知ることは大切だと思うんですけども、現状知る上で、町長、そんな今の体制で、小規模農家の体制とか、どういう希望があるか、要求があるかいうのをつかんでおられますでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） はい、庵逄町長。

町長（庵逄典章君） 地消地産、地域内で必要な、そうした農作物を地域内で作ろうと、これは生産の効率化なり、また、いろんな無駄のない、生産をしていく上で、きちっと計画的に生産ができれば、どちらにも大きなメリットがあるというふうに思います。

ただ、先ほど、金谷議員もお話のように、非常に規模が小さい、それは、もともとの佐用町なり地域内のこの人口を考えても、その消費量というのは、限られております。

そうした中で、全国的に流通する、JA が使っている水稲とか、酒米とか、こうした水稲を中心とした農業においては、いろいろな、そうした大規模化も可能になってくるわけで

すけれども、ある程度の規模の拡大はできるわけですが、野菜等については、なかなか、大きな生産地のように、大規模にすることになると消費地、町内だけで、これを消費するというだけでは、当然、限界があります。

だから、その野菜の価格と、生産量、年間の収入を考えた時に、どうしても専業で実施、やっていこうとすれば、これは非常に難しい、経営状況に、厳しい状況になりますので、そういう中で、小さな家族農業として自家消費の野菜を作っておられる、それにプラスアルファの町内の直売所等へ出荷をしていただく、多品目で少量の生産をしていただくような農業というのが1つの方向ではないかなというふうに思っております。

町内にも、若干、大規模に生産、計画的に野菜を生産していただいている方も何人かいらっしゃいます。ただ、その方にとっても、ほとんどが家族だけで、経営ができる規模で行われておりますので、そういう方を中心に、先ほどの答弁でも申し上げましたように、給食センターとか、そこらあたりの必要な野菜については、計画的にお願いして、できるだけ、そういう方の野菜を使っていこうということにしているんですけれども、これを、やはり、もう1つは、町内でも野菜を、やっぱり一番大きな消費地である都市部へ、どう運んで、これを販売をしていくか。この点も、やはり一緒に考えないと、地消地産、地産地消だけでは、当然、なかなか、先ほど言ったような経営規模にしかありませんし、そのためには、どうしても、ある一定の収入を別でもって、生活を確立しながら、そうした農業に、土地を活用した農業に取り組んでいただくという、兼業、半農半X型の形で進めていくということが、これは当然、そういうところへ行きつくというふうに思います。

なかなか、そういう方に対しての金谷議員が言われる支援、そのあたりの制度というのが、非常に難しいんですけれども、国においても、そういうことが、やっぱり日本の農業としての実態として、これは改めて、そういうものを切り捨てるのではなくて、その価値、評価をしていかなきゃいけないというのは、農水省のほうも1つの見直しがされてきておりますので、そういう制度が、国としても考えていただきたいということは、申し上げます。

ただ、そうなれば、現在の制度と同じように、町としても、それを基本にして、町として、それを補完するような制度の構築も、やっぱり同時に検討しなければならないというふうには思っております。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 給食センターのことを聞いたら、給食センターで、今回、補償はなかった。3月だけですから太ネギだけだということで、なかったということですけれども、それで聞いたのは、給食センターで使われるということは、町内産、3割ぐらいが、町内産の給食センターでは使われているということですけれども、その実態で、教育委員会からもらった資料があるんですけれど、その中で、一番、給食センターで使われている野菜が多いのがタマネギですね。タマネギが、町内産が58%。それから、次がキャベツ。キャベツが11%。それから、ジャガイモが、次が32%、キュウリが27%。多いニンジンでしたら、ニンジンも結構多いんですけれども2,400トンぐらい、2,400キロぐらいありますけれども。ニンジンに至っては0.5%。給食なんかで使う、佐用町でも、今言った、ニンジンやキャベツやキュウリ、ジャガイモ、タマネギなんかでしたら、佐用町でも作れるということですから、これを佐用町でできるものを、やっぱり給食センターですら、なかなか、それは、やっぱり需要があると思うんですね。やっぱり、佐用町でできるし、需要もある

しとなれば、こういう作れる野菜は、佐用町で作れる野菜は、やっぱり小規模な方が担っておられるんですから、それに対する需要もあるんですから、支援もやって、佐用町産の、特に言えば、給食センターで使われるような食材については、地元産を増やしていきましようということで、3割でしたら、私、まだまだ、少ない。できるのにもかかわらず、私、少ないと思うんですけど、この点、給食センターだけに限らず、町内には福祉施設や障害者施設や介護施設、それから、病院なんかでも、大きな給食なんかで、その食材使いますから、その中でも、やっぱり需要があるということですから、地域内で、佐用町の中だけでも、こういうふうな需要は、私、あると思うんですね。それを支援することまで、前回の質問で言いました、町長も言われましたように、地域内の経済の循環にも農業は寄与するということですから、この点でも家族農業や小規模農業に対する現状を知った上で、佐用町の野菜を増やしていくということでも認識が必要ではないかと思うんですけど、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 町内で消費される野菜、そして、その販売をされる部分で見ると、給食センターでも、まだ、30%までだと。まだまだ、余裕があるということは確かです。

ただ、町民全体で見れば、家庭菜園という自給自足的な栽培、自分の家で、自分で栽培した物を食べていらっしゃる方が非常に多いわけです。

だから、その量は、あと購入して消費されている方というのは、確かに、まだまだ需要はあると思いますけれども、一方で、やっぱり生産者側と見れば、先ほど申しましたように、非常に規模が小さいし、価格的に、どうしても生産しても、お米もそうなんですけれども、特に、手間がかかったり、いろんな、当然、野菜の場合は、ずっと手をかけないとできませんから、そういう手間から見ると、採算が取れないと。なかなか出荷するまでの規格に合ったものを、生産するというのに対して、ハードルがあるのではないかなというふうに思います。

ただ、方向としては、できるだけ、そうした土地を活用しながら、小規模な形での多種多様な野菜等の生産をしていただきたいと、その生産者を少なくともつくっていかないと、それができませんので、何年か前から農林振興課でも帰農塾等を開催して、そうした生産者の育成に努めているところでありますし、また、今回の直売所等におきましても、町内の町民の方だけじゃなくて、やはり、今、先ほどのお話のように、できるだけ、そんなに遠くからというわけにいきませんが、西播磨圏内で、それを消費がいただけるような、直売所の強化を図る。それも1つの方向性だというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） この質問をする前に、ちょっと、農林振興課のほうで資料をいただいていたんですけども、耕作面積については、水稻が 52%、半分ぐらいが水稻を作っておられるということで、野菜が 7.3%。それで、その次に多いのが保全管理しておられる保全管理が 28%。せっかく農地があるにもかかわらず保全管理で遊休農地が 28%もあると、全国的にも、こういう傾向があるということで、最初の質問でも言いましたけれども、こ

の保全管理の中で、田んぼとしてある、畑としてある中で、こういうふうな、保全管理が28%もあるという、この保全管理を少なくしていこうと、佐用町の野菜なりを作って、米はこれで、ほぼ佐用町産の分については、米は十分足りていると思いますから…消費するにはですよ。その中で、野菜なんかも増やしていく。保全管理の面積を減らしていく上では、やっぱり野菜なり、果樹なり、花きなり、そういうものを作ってやることに支援をしていくというふうな、私は、最初の答弁でも、町長、家族経営、小規模農業の役割は大切だという見解ですから、それを踏まえるならば、やっぱり家族農業、小規模農業に対する野菜なんか作っておられる方に対する、こういう現状を見て、保全農地をもっと減らしていこうという取り組みも、私は、必要ではないかと思うんですけども、保全農地の減少に、どういうふうに、今後、取り組まれて行かれるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、農地の活用の中で、野菜というのは、全体の中で、非常に、まだ、稲作と比べれば非常に少ない。と言うのは、野菜というのは、なかなか生産しても、タマネギとかジャガイモなんかは、かなり保存もききますけれども、軟弱野菜なんかというのは生鮮食料品ですから、すぐに消費していかないと、そうした十分に、幾らたくさん生産しすぎても、これはまた、実際に販売できない。破棄しなきゃいけないというような状況にもなってしまいます。

野菜を栽培することで、そうした保全農地、また、放棄田というようなものが、放棄地を少なくしていくということ、これは、それは本当に、そういう方向でなれば、一番、いいと思うんですけども、実際に、私もそうした野菜等を、今、一生懸命取り組んでおられる方知っていますけれども、非常に朝から晩まで手間がかかります。あの手間を家族労働だけで、当然やっていかないと、販売価格がキャベツ1個が100円とか150円しか販売できないわけで、それでも、1つの事業として取り組んでおられる。家族農業だけの規模というのは、本当になすびなんかされている方でも、やはり1人、家族だけでやろうとすれば、今の価格、どこでもやっぱり流通しておりますから、そんなに高く売れるわけじゃないんで、150万円とか200万円上げるのは、なかなか難しいということも聞いております。

だから、そういう状況を見て、実際に、大きな機械とか、そうした耕作機械、農業機械というのが必要ではないんですけれども、そうした人間の手間というものは、やっぱり非常にたくさんかかるという状況の中で、町として、そうした方が増えてほしい。そういう営農に取り組んでいただきたいという思いはあっても、それをしていただける方というのが、なかなか、そんなにたくさんないと。逆に、だんだんと、そういう方が、少なくなっているのが現状です。

ですから、それが、専業としては、なかなか難しいので、先ほど申しましたように、ある程度、年金を受給されたり、ほかの仕事が片方にあって、土地を活用しながら、少しでも、そうした自分の健康づくりとか生きがいを兼ねた形の方を増やしていかないと、なかなか難しいだろうと。そのために帰農塾等して、これにはかなり関心を持って参加をいただいておりますので、そういう方を増やしていきたい。それが1つの収入につながるためには、先ほど言ったような、また、販売方法も考えていかなきゃいけない。

それと、野菜だけではなくって、どうしても管理が、ある程度少なくなるような物は何かと。そういうことで、果樹なんかも、もう一旦植えてしまえば、なかなか普通の農地、

水田とかにはなりませんけれども、でも、荒廃しているよりかは、そうした果樹等も新しい新種なり、そういう物も大規模じゃなくて、個人個人が自分の楽しみの中でやっていただけの程度でも、そういう物を植えていただいて生産していただければということで、今、果樹のほうも、帰農塾の中で、接ぎ木用の講習をしたり、栽培の講習をしたりして取り組んでおりまして、そのモデル地を味わいの里三日月のほうで、今後、そういう果樹のいろんな多品目を植えたモデル地をつくって推進をしていきたいということも、今、農林振興課のほうで考えて取り組んでおります。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 町長言われた、帰農塾について、私、果樹講習の受講生でもありますので、よく分かっているんですけども、その中で、やっぱり今まで、国の制度の中でやっているから、補助はなかなか難しいという町長の答弁ですけども、農業の担い手なんかでしたら、令和元年度でしたら、3,000 万円ぐらいの制度の中でやっていますから、3,000 万円ぐらいの担い手に対する補助もしている。水稻については、そういうふうな手厚いという…さほど手厚くはないんですけども、そういうふうなこともありますから、やっぱり水稻を作るか、米作りする人は、それだけあると思うんですけども、一方で、その野菜や果樹や花きなんかについては、なかなか、そういう制度がない中で、小規模でやっているからこそ、どっちが先かということまで、小規模だから制度に乗らん。制度に乗らんから小規模でやらざるを得んというようなこともありますから、やっぱり町単独でも、私、その国の制度がない中でも、町の、今、帰農塾なんかもあると、そういうふうな喚起も、政策もとっているということですけども、やっぱり、その中で出てくるのは、補助も苗木なんかは、やっぱり、そこは、梨やブドウなんか作るんにしても、支柱なんかが必要ですし、そういうふうな、コンテナ、野菜の出荷のコンテナなんかも要りますし、そういうことも額としては小さいですけども、そういうことも、やっぱりつくっていただければいいんですけども、こういうふうに取り組んでいただく方については、補助も私、必要ではないかなと。

国の制度に乗らんにしても、町単独でも、私、そういう制度は必要かなと思うんですけども、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした取り組みをする上で、やはり皆さんに関心を持って、できるだけ多くの方に参加をいただく、そのためには、まず、先ほど、お話のような、制度として、そういう方々に、いろんな勉強をしていただくという、これも1つの大きな支援だと思っております。

それと、そうした、新しい新種等を探してきて、専門の方に教えていただく、また、導入していただく、そうした費用、こういうことも町が、支援をしているわけです。

これから、できる限り、いい物を、新しい物を導入しようとするれば、すぐにどこかで買ってくるというわけにいかない部分もあるんですけども、接ぎ木の技術とか、そういうものも習得していただく。

それから、場合によっては、苗木とか、そういう物に対しては、町としても助成ができるのではないかなと思っておりますし、それを作っていただいた物を、今度、途中の機械とか、そういう物に補助をできなくっても、やはり、最終的に、それが販売ができる体制ですね、それは、何回も申し上げますような、直売所とか、また、地域内で、それを消費していく仕組みですね、そういうところで買い上げていく、こういうことへの支援が、ひとつ生産者に対しての支援につながるというふうにも考えておりますので、佐用町の状況、今後、見ながら、少しでも、そうした農地が活用できて、生産性が上がるように、振興につながるように、農業政策を考えていきたいと思っております。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 小規模でも農業を営むことで、農業用水路の維持管理通じて、地域社会が維持されます。地域社会の助けがあるからこそ、条件不利地でも農業を続けていきます。農業の競争力を高める過度な産業政策によって、農村の持つ魅力がなくならないよう家族農業や小規模農家が農業を続けられる政策を求めて私の質問を終わります。

議長（石堂 基君） 金谷議員の発言は終わりました。
続いて、8 番、岡本義次議員の発言を許可します。

〔8 番 岡本義次君 登壇〕

8 番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。8 番議席、岡本でございます。

今、佐用町は、田植えの真ただ中と言いましょいか、田んぼを耕し、水を張り、代かきをし、苗を植えられる。本当に、毎年繰り返される光景でございますけれど、やはり何か、心が落ち着いてくるようでございます。

私は、今回、2 件の一般質問をさせていただきます。

新型コロナ対策は大丈夫かということと、小中学校のことについて、コロナ関係について、させていただきますけれど、学校関係のことについては、議員席からの質問とさせていただきます。

今、コロナで陽性でお亡くなりになった方は、お悔やみを申し上げますとともに、医療を受けられている方に対しては、1 日も早く復帰され、回復されることを願っております。

また、その医療従事者並びに、インフラの従事の方には、本当に日々、えらい目にあっていただいて、ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス対策は大丈夫かということで、質問いたします。

新型コロナウイルスが世界中を震撼させています。

人、企業、物流、学校、旅行等が止まってしまいました。一部、いわゆる緊急事態宣言の解除がなりまして、動きかけてはおりますけれど、まだまだ、それが目に見えんだけに、また、第2感染ということで、また、元気な野球の坂本選手や大城選手なども感染したということを知りまして、びっくりしておるところでございます。

そこで、次のことを、町長に伺います。

佐用の町民が新型コロナウイルスに感染された場合、赤穂の市民病院に搬送されると聞いておりますけれど、そのベッド数が4床しかないと聞きましたが、万が一それを上回る場合は、どこに搬送されるのか。今、日本、あちら、こちらで、たらい回しされているとこ

ろがあつて、すぐ入れなかったということも聞きますが、そこらへんは、大丈夫なのでしょうか。

1つ、商工業者の応援金は、今現在、何人の方に支給されましたでしょうか。

1つ、5月末までとなっておりますが、よそへ行っていたとか、聞かなかったとか、そういう連絡は、商工業者に加入していなくて、聞かなかったというような人があるや聞いておりますが、そこらへんは、どのようになったのでしょうか。

その商工会に入っている方は通知があるが、入っていない方は通知がないと聞きます。その方たちは何人かおさえられておりますか。

それから、全国民に1人当たり10万円の特別定額給付金は、外国からの技能実習生の場合には支給されるのでしょうか。そこらへんについて、この場からの質問といたします。

議長（石堂 基君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、岡本議員からのコロナウイルス対策は大丈夫かという点についてのご質問にお答えさせていただきますが、大丈夫かというふうに問われましても、もうこれは、誰も大丈夫だと言える者はいないというふうに思います。

ただ、いろいろな、今、対策を講じながら、終息に向けて、国を挙げて、また、町においても、そういう努力をしているところであります。

経過から申しますと、4月7日に5月6日までを期間とする新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令をされ、5月4日には期間がさらに5月31日まで延長をされました。兵庫県においては、5月21日に緊急事態宣言が解除され、同25日には全都道府県で解除となったところであります。

兵庫県では、不要不急の外出自粛のお願い、感染防止対策の徹底を前提に全ての事業者への休業要請への解除、感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進が示され、町内小中学校においては6月1日から感染症予防に配慮しながら授業を再開したところであります。

町におきましては、緊急事態宣言が発令されました4月7日に佐用町新型コロナウイルス対策本部を設置をして、兵庫県の対処方針に基づき、町民の皆様へ不要不急の外出の自粛、密閉・密集・密接の3密を避ける行動、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケットなどをお願いしてまいりました。

今日まで、佐用町を含む西播磨地域では感染発症者が発生をしておりませんが、緊急事態宣言解除後の気のゆるみなどから、第2波が起きるのではないかとというふうに危惧をされております。

まだまだ、新型コロナウイルス感染症の収束が全国的には見えない現状であります。今後は感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」として、密閉・密集・密接の3密の回避や人との間隔をできるだけ離す身体的距離の確保などウイルスとの共存を意識した生活習慣、また、買い物や食事、娯楽・スポーツなどの日常生活における行動スタイルの定着などを推進してまいりたいと考えております。

それでは、まず、ご質問に沿って、順次お答えをさせていただきますが、1点目の佐用町民が感染された場合、赤穂市民病院は4床しかない聞いたが、万が一それ以上の方は、どこに搬送されるのか。たらい回しにされていることがあるが、その点はどうかというご質問であります。そういう、まだ、たらい回しにされているような点は、あまり、当然、聞いておりませんし、兵庫県ではございません。

現在、西播磨地域での感染者が出て入院が必要な場合は、感染症指定医療機関である赤穂市民病院に入院をすることとなります。赤穂市民病院には、感染症病床が4床しかありませんので、当然、地域全体にまん延した場合には、中播磨・東播磨地域の感染症指定医療機関である姫路赤十字病院や加古川医療センター等を利用することになると聞いております。

なお、重症、軽症にかかわらず入院につきましては、全て県庁の担当課が調整をいたしております。また、帰国者・接触者外来受診につきましては、龍野健康福祉事務所が調整しております。

帰国者・接触者外来のある病院は公表されておりましたが、町内の医療機関は該当していないということを聞いております。

また、無症状者や軽症者につきましては、一旦、病院に入院し診療した上で、兵庫県が用意した医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設に移動して療養をしていただくという体制が取られております。

患者がたらい回しにされているところがあるということでございますが、当然、佐用町内では発症者等は出ておりませんので、発熱等で風症状のある患者におきましても、そうした、例はないというふうに聞いております。

次に2点目の商工業者応援金は何名の方に支給されたのかとのご質問でございますが、6月3日現在で532事業者の方に応援金の交付決定をいたしております。

3点目の5月末までと、これはなっているが、よそへ行っていたとか、聞かなかった方はどうなのかというご質問でございますが、申請期間は5月29日までと、当初していましたが、そうした制度を知らなかった場合や、また、入院などやむを得ない事情があって申請が遅れた方につきましては、いつまでもという訳にはまいりませんので、6月中は、受付を対応をさせていただきたいと思っております。

4点目の商工会に入っている方は通知があるが、入っていない方は通知がないと聞いたが、その方は何人なのかというご質問でございますが、対象となる事業者数は、経済センサスの数値をもとに最大で約900事業者を推測し、予算計上をしております。そのうち、商工会が独自の会員サービスとして応援金制度のお知らせを発送した会員数は471業者でありますので、その差は400余りがご質問の回答の数となります。

町といたしましては、できる限りの方法でPRを行い、広報5月号、ホームページ、防災無線、佐用チャンネル、You tube や記者発表による新聞報道など、様々な手段で繰り返し周知に努めてまいりました。

最後5点目の全国民一人10万円の特別定額給付金は、外国からの技能実習生等の場合は支給されるのかというご質問でございますが、特別定額給付金は、基準日であります令和2年4月27日に住民基本台帳に登録されている方が全て対象となりますので、外国からの技能実習生の方でも住民基本台帳に登録されていれば、給付対象となります。

佐用町においては、101名の技能実習生の方が給付対象者となっております。給付申請には、言葉の壁の問題がありますが、実習受け入れ先の企業にもご協力をいただいたり、総務省が作成をしている10か国語対応の申請書を利用するなど、技能実習生の方々が確実に受給できるように対応をさせていただいております。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君）

岡本議員。

8 番（岡本義次君） 今、町長から答弁いただきましたけれど、佐用町、いわゆる姫路までは来ておりますけれど、西につきましては、そういう感染者がいない状態でございます。

山の緑とか青空のことを考えれば、そういう 3 密状態にはならないかなとは思いますが、しかし、ウイルスは、蛍のように個体で目につくものであれば、ウイルスがここにおると分かるんですけれど、目に見えないだけに通勤とか、よそから車で来た人が感染者であれば、そういう感染に結びつくおそれがあります。

ですから、赤穂市民病院の 4 床は、もし発生した場合、4 床だったら、すぐいっぱいになるんじゃないか思います。

兵庫県では、そういうたらい回しがないと言われておりますけれど、何か新聞やテレビで、よそですよ。全国のほかのところで、そういうことがあったとや聞いておりますので、そういうことを心配して申し上げたものでございます。

国はですね、国というのは、県も町役場も一緒ですけど、憲法に謳っていますように、国民の生命と財産を守る義務があって、やはり、そのために私たちは、普段から税金もかけて、その税金によって、そういうことがないように、今、させていただいておるわけでございますので、やっぱり、そういう恐ろしい病気だけに、どこへ飛んでくるか分からないということで、今、申し上げました。

今、国が、補正、補正ということで、すごい金を使って、赤字国債を発行しております。国の借金が 1,062 兆円になりまして、国民 1 人当たり 837 万円となります。ですから、それらを、後々、子供や孫が払っていかなければならないわけでございます。経済が、元どおりに、すぐ復調すればいいですけど、それが、ちょっと、分からないだけに、やはり、そういうことが、えらいことやなというふうに思っています。

（兵庫県でも、）日本で 1 万 7,694 人の方。亡くなった方が 920 人。兵庫県では、699 人で、42 人の方が亡くなっております。

そして、また、岩手県なんかは、全然、ゼロということですね。極端な差が開いております。

やはり、そういう 3 密状態になったところ、東京とか、北九州なんかは、ちょっと、また、出かけておりますので、そこらへんが心配です。

そして、今の町長にもう一度伺うんですけど、技能実習生は、住民登録台帳に登録されておる方と言うことでございますけれど、久崎の日本語学校の生徒さんたちは、どんなんでしょうか。そこらへんは、いかがですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

日本語学校生ですけども、先ほど、町長が答弁で申し上げましたように、4 月 27 日時点で住民基本台帳に記録されておれば出ますので、日本語学校の生徒も全く同じ扱いでございますので、現に支給された方もいらっしゃいます。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8 番（岡本義次君） そういう技能実習生とか、そういう日本語学校に勉強に来ていた

いておる方等は、日本の雇用は、いわゆる不足、農業とか、いろいろなところで、久崎の工業団地や、そのいろいろ中国の方やらベトナムからも応援に来ていただいております。みんないい子ばかりでございますので、そういう日本を助けに来てくれておる実習生でございますので、やはり同じような格好で応援してあげるといことは、大変、彼らも喜んでおると思います。

なかなか、目に見えないものだけに、大変気をつけないといけないわけですが、アメリカなんかは 183 万 1,821 人。亡くなった方が 10 万 6,181 人。ブラジルでも 55 万 5,383 人で、亡くなった方は、1,199 人。3 番目にロシア、43 万 2,277 人、亡くなった方、5,215 人。そういうこと比べたら、日本は、すごいやっばり、そういう自粛だけで、これだけに抑えておるといことは、大変、私もすばらしい国だと思っております。

なかなか、インドなんか見よったら、無理やりに外へ出た者、ムチではつり回したりしながらでもしてますけれど、それに比べたら、何と日本の文化の高さを世界に誇ることができるんじゃないかと、そのように思っております。

コロナのこの 1 件については、以上といたします。

2 点目の小中学校のことについて、お尋ねします。

学校が夏休みより長く休校になっていますが、次の事項を問います。

1 つ、休んでおった、今は、現在、この間解除になって出てきておりますけれど、休んでおった状態の時に、児童・生徒には家でどのようにするのか、そういうプリントとか、定期的に配布したりして、その中身と周期は、どんなんであったんでしょうか。

それから、2 つ目、勉強の嫌いな児童・生徒は、まじめにやる子供と大きな差が出てくるのではないかと。

3 つ目、家にいて、ゲームばかりしていたら、体力も弱ると思いますが、体力向上についての、どういうふうな指示もされておりましたか。

4 つ目、時間があり、読書をする指示もしていたのでしょうか。

5 つ目、これだけ長い間休んでいたら、夏休みはどうするのでしょうか。

6 つ目、市町により、学校を再開する動き、6 月 1 日からできましたけれど、佐用町は、今後、どのように展開していくのでしょうか。

8 つ目、休んで遅れた分については、取り戻すことができるのでしょうか。どのようにして、取り戻しますか。そのことについて、お伺いいたします。

議長（石堂 基君） 教育長。

8 番（岡本義次君） ちょっと、すみません。7 番が抜けておったで、ちょっと、言わせてもらいますけど。7 番のほう。

議長（石堂 基君） 教育長、着席、お願いします。引き続き、岡本議員。

8 番（岡本義次君） すみません。7 番の分が、ちょっと抜けておりましたので、各地で、佐用は聞いていないんですけど、DVがあるとテレビや新聞で放映しておりましたけれど、佐用町は、その後、そういうようなことがあったのかどうかも含めてお願いします。

議長（石堂 基君） 教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、小中学校のことについてのご質問にお答えします。

まず、1点目の休んでいる児童・生徒には家でどのようにするとかのプリントでも定期的に配布しているのか、その中身と周期はについてですが、教育委員会では、保護者宛てに、休業中の過ごし方についての文書を配布いたしました。また、各学校では学級通信、保健便りなどを配布しています。内容は、まず第1に、健康で安全な過ごし方について。2つ目に、学習面や規則正しい生活について。3つ目は、体力作りや心の健康づくり等についての内容をお知らせしております。学習面では、全ての学校において教員が週に1回程度各家庭を訪問し、復習や予習のプリント等を配布並びに回収を行っております。

次に、2点目の勉強嫌いな児童・生徒は、まじめにやる子と大きな差が出るのではないかについてですが、もちろん、まじめに課題に取り組んだ時と、そうでない場合は差が出ると思います。しかし、学校、今現在、再開しておりますが、改めて、全ての児童・生徒の習熟度を判断し、十分身についていないと判断できる場合は、指導を行ってまいります。

国・県からの指示においても、休業期間中に取り組んだ課題が児童・生徒に身についている場合は改めて授業を行う必要はないが、十分身についていない範囲については、再開後改めて授業することで、補充するよというふうな通知もありました。

次に3点目の家において、ゲームばかりしていたら、体力も劣ると思うが体力づくりについて指示はしているのかについてですが、体力づくりについては、先ほどもお話ししたように、室内でできる体力作りを記録する体力づくりカードを活用したり、なわとびを奨励するなど、学校ごとに様々な取り組みを指導しております。3月3日の休業期間に入る前から、外出自粛などで子供たちの体力が落ちていることは十分予想されますので、再開した現在、徐々に体力を取り戻すことができるように、取り組みを進めてまいります。

次に4点目の時間があり、読書する指示もしているのかについてですが、長い休業期間ですから、この機会にしっかり読書に取り組んでもらおうと、学校図書室の本の貸し出しや親子読書の取り組みを推進するなどしました。また、生涯学習課からは、町立図書館の図書の貸し出しについて、各家庭に文書を配布し、休業中も読書活動を推奨したところがあります。

5点目のこれだけ長い間休んでいたら、夏休みはどうするのかについてですが、年間の授業時数を確保するために、本年度の夏休みは、8月8日、土曜日から16日、日曜日までの9日間に短縮いたします。

次に、6点目の市町により、学校を再開する動きがあるが、佐用町はどうするのかについてですが、ご存じのとおり、6月1日に佐用町をはじめ西播磨の各市町が再開をいたしております。

次に、7点目の各地でDVがあるとテレビで放映していたが、佐用町はどうなのかについてですが、現在のところ、佐用町では報告は聞いておりません。

しかし、かつてない長期の学校休業や外出自粛により、子供も大人も、社会全体が大きなストレスを抱えていることは事実でありますので、各学校においては、子供たちへアンケートを取るなど、子供たちの小さなサインを見逃さないよう注意を払い、観察を続けていきたいと考えております。

次に、8点目の休んで遅れた分は取り戻すことができるのかについてですが、先ほども申し上げましたとおり、夏休みの短縮であったり、学校行事の中止または短縮などをして授業時数を確保し、今年度の学習内容は今年度中に終わるように各学校で調整しているところでございます。

具体には、運動会や自然学校、トライやるウィークなど、今後、保護者や地域の方々のご理解やご協力を得ながら進めていかなければならないこともあります。学校だけでなく、地域全体で子供たちの教育活動を支援していただけたらと思っております。

今後、第2波、第3波の発生で再び休業を余儀なくされることも考えられますので、急きょこれ以上に中止や延期なども念頭に進めていく必要があると考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8 番（岡本義次君） 今度、全国的にオンラインによって、1人タブレットを持たすようなことを言われております。それについても、佐用町も、きっちり、そういうような数が入って来るんでしょうか。

そこらへんは、どんな。今のとこの見通しとしては、どんなかな。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 6月補正にも上げましたとおり、1人1台のほうでは、各学校に配布するように計画をいたしておりますが、幾分、業者との話し合いになりますので、確実に入って来るかどうかは、ちょっと不明なところです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8 番（岡本義次君） 全国一律に、これだけの数がということであれば、なかなか、その期日に間に合うのかどうかも含めて、どこが優先で先入ってくるか。そこらへん分かりませんが、佐用もそういう遅れることなく、力入れていただいて、入ってくるように、努力していただきたいと思います。

私も孫が6人おりまして、西宮に4人と姫路に2人おります。そして、いつも朝6時に起きて、姫路のお城の周り30分走ってからお父さんが仕事に行ったり、親子で一緒に走らせよんですけれど、いつも電話で確認して、そして、円光寺、ちょっとコロナの前に来たことがありましたけれど、円光寺の都食堂のそこから、ずっと土手一周させて、私、前だったら一緒に走りよったけど、体力的に無理なので、自転車に乗って、尻から走れということ…。と言いますのは、やっぱり、体力があってこそ、勉強も世の中へ出て、仕事もできるので、コロナに負けんように、やっぱり体力づくりをさせておかんとあかんと思ひまして、家の草が伸びたんでも一緒に畑へ行っかじかしたり、物を植えたり、そういうなことをさせました。

ですから、やっぱり、そういうようなんは、小さい時からさせることによって、身につくものだと思いますので、皆さんも少しでも、やっぱり元気な子にしてもらったり、本を少しでも読むように、今、教育長からありましたけれど、やはり、そこらへんは、休んでおった期間、いろいろな家庭宛てに文書を出してもらったり、町立図書館からも、よく読むように指示されておりますけれど、その結果、普段と比べてどうだったんかというような検証もやっぱりしてもらわんと、ただ、言うただけで、後のフォローなり、事実できたんかどうかということが一番大切なことですので、そこらへんだけ、また、後、知ら

せていただきたらと思います。そこらへんは、そういう、ちゃんと…。

生徒とDVについても、私、思うんですよ。生徒と毎日、100均のノート買ってきて、何月何日、こういう出来事があって、友達と、こういういいことしたとか、友達とこないじめられたと、そういうやつをして、先生が目を通しておったら、学校、登校拒否する子でも早く見つけることができるし、そこらへんは、されておるんでしょうか。そこらへん、どうですか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） まず、先ほどの読書とか体力づくりについてですが、読書のほうについては、登校可能日なんかを設けた時に、クラス全員で図書室へ行って全員に借りさせるとか、そういった取り組みをしているところもありますし、それから、親子読書を推進したところもあって、親子読書の仕方としては、低学年については、読み聞かせをしたり、あるいは、同じ何ページかを親子で読んで、子供が、そのへんについて感想を書き、その感想に対して、親も同じような感想を書くとかいう対話的な感想をやったりとか、それから、この時間は、親子で別々の本でも一緒に、この時間は読書の時間にしようというような取り組みをしたりしております。

それから、町立図書館については、呼びかけをしたところ、若干、保護者の方が借りに来ますので、保護者の方か、一般の方かは分かりませんが、そういう呼びかけをした後は、増えたように聞いております。

それから、体力面については、佐用チャンネルも利用させていただいて、町内の体育の先生方を中心にリズムジャンプなんかの動画を流させていただいたりして、各家庭で取り組めるような体力づくりについても啓発したところでございます。

あと、気になる児童・生徒については、直接家庭訪問したりとか、電話連絡をして、各担任がそういった連絡を取り合って、そういう状況を把握したりしております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8 番（岡本義次君） やっぱ、感想文を書いてもらって、いいやつについては、全校生徒の前で、その生徒さんから読んで、こんなふうに感じてよかったということで、そしたら、ほかの人も、この本を読んでみてくださいというようにしたりしたら、ちょっとでもいいんじゃないかと思いますし、それから、プロ野球が月間MVPってしておるでしょう。あれを、いいことした場合に、本読みチャンピオンとかつくって、この月の一番多く読んだ人は、こういうA君だったとかね、こういう体力的に一番だったとか、いろいろなことを、MVPつくってね、そして、校長の手形いうのか、表彰を乱発したらええんや。こんなん1枚で。ほんなら、それ持って帰ってね、お父さん、お母さん、これ僕な、こんなん本一番に読んで褒めてもらったんや言うて、ほな、1つ家庭の中の話題となって、やっぱ1つの励みになるんや。

ですから、いいことした場合、誰々、子供転んだ時でも一番に行って助けてあげたとか、体の悪い子のかばんでも持ってあげたとかね、そういうことしたら、校長や先生が、それを把握しておってね、みんなの前でB君、このようにいいことしましたというようなことで、

やっぱりみんなが、こういういい方向に持って行けるように、校長先生が、この子、このことについてよかったというやつを、表彰してやってほしいと思います。MVPでね。
何か、もしあったら。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 校長は、それぞれ、いいことをした児童・生徒についてはね、褒めたりたり、認めたりすることは大事だと思いますし、そういった図書の取り組みについて、校長自らどうのこうのと言うより、そういう取り組みを生徒自らが行えるように、委員会活動で子供たちが自主的に、じゃあこの本がいいですよという紹介をしたり、たくさん本を読んでいる子は表彰したりとか、子供の活動でそうするのが、やっぱり子供たちに返る一番のやり方ではないかなというふうに思っておりますので、そういった委員会活動を中心にして、これからも取り組みを進めていきたいと思っております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8 番（岡本義次君） コロナの関係で、今日は、この時間に、ちょっと時間ありますけれど、終わりいたします。ありがとうございました。

議長（石堂 基君） 岡本議員の発言は終わりました。
お諮りします。ここで昼食等のため、休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 1 時ちょうどとします。
繰り返します。再開は、午後 1 時ちょうどとします。

午前 1 1 時 3 4 分 休憩

午後 0 1 時 0 0 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

午前中の一般質問において、2 名の方から発言の訂正を申し出がありましたので、許可しています。

岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 午前中の町長とのやり取りの分で、技能実習生と日本人学校という言葉の方ですけど、日本語学校が正当でございまして、その分を訂正させていただきます。

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） 私も午前中の岡本義次議員さんの一般質問の答弁の中において、日本語学校と申し上げるべきところを、日本人学校と申し上げてしまいました。どうも申し訳ございません。お詫び申し上げまして、訂正をさせていただきたいとかように思います。

議長（石堂 基君） 引き続き、一般質問を行います。
13 番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。

〔13 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席の日本共産党の平岡です。

私は、新型コロナウイルス感染症対策と、コロナウイルスの危機の中での災害への備え、この 2 点について、質問をさせていただきます。

まず、1 点目の新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症が世界的に広がり、多くの人命が失われ未曾有の経済危機への対応が課題となっています。兵庫県では 3 月に感染者が一気に広がり、感染拡大防止のための外出自粛、休業要請により住民の生活と業者の営業に大きな影響が広がっています。4 月には「緊急事態宣言」が出されました。そして、5 月下旬には宣言は解除されたところ です。

感染者数は減少傾向にあるとはいえ、大規模な P C R 検査を実施し、感染実態を把握し、対策する必要があると思います。新型コロナウイルス感染症対策のために、町の財政調整基金を活用し、町民の命と暮らしを守ることが必要だと思います。取り組みの強化について、町長の見解をお伺いいたします。

まず、感染拡大から医療崩壊を止めるための取り組みについて伺います。

感染拡大から命を守るために、医療や福祉など最前線で活動する人や感染が疑われる人、妊産婦の方や高齢者など P C R 検査を速やかに受けられる体制が必要です。西脇市では市民病院で発熱外来を実施するなど自治体独自の取り組みが行われています。佐用町民の検査体制強化について、どうなっているのかを伺います。

次に、医療機関・介護施設・障害者等福祉施設へのマスクや消毒液などの確保と、従事する職員の方への危険手当、感染拡大防止、介護崩壊を防止するために応援給付金などを実施するべきではないかと考えるものですが、いかがでしょうか。

コロナウイルス検査は、国民健康保険証の資格証で通常の保険証と同じ扱いで対応することになっておりますが、関係者への周知等は行われましたか。

次に、休業・自粛と一体に十分な補償をすることについて伺います。

民間委託事業者やシルバー人材センター等で、これらで働くパート労働者への損失補償は行われましたか。

介護保険料、後期高齢者保険料、上下水道料金等公共料金の減免について、2009 年水害当時、税や公共料金の減免・免除が行われております。今回の新型コロナウイルス感染症対策でも実施するべきではないでしょうか。

特定定額給付金など、国・県・町の支援制度活用の実態は、現在、どうなっておりますか。

以上の点について、ご回答よろしくお願ひいたします。

議長（石堂 基君） 庵辻町長。

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からの新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

4月7日に緊急事態宣言発令後の状況につきましては、午前中の岡本義次議員の答弁に述べさせていただきましたので、省かせていただきますが、兵庫県におけるPCR検査数は6月3日現在、1万1,206人、そのうち、陽性者699人、その中で亡くなられた方は42人となっております。

町の財政調整基金等の活用でございますが、新型コロナウイルス感染症に対する緊急の応援制度として、財政調整基金を3,659万円、災害復興基金を8,000万円、合計1億1,659万円を取り崩して、商工業を営んでおられる町内中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少もしくは経営に支障をきたしておられ、また、今後その恐れが予想される事業者に対しまして1事業者10万円の応援金制度を実施をしたところであります。

また、町内の小中学校に通う児童・生徒の保護者に交付している子育て支援券に小中学生1人につき2万円分の商品券を追加交付をし、子育て世帯の応援をする取り組みを行っておりますけれども、これらの取り組みにつきましては、4月の臨時議会で既に議会でご承認をいただいたところでもあります。

国における定額給付金の現在行われている給付や、事業の継承支援金等、そうした施策に先駆けて、町といたしましても、まず第1弾として、そうした取り組みを実施したところではありますが、その後、この6月議会にも、第2弾として、国からの臨時交付金等を活用したコロナ対策に対する対策予算という形で、いろんな事業につきまして、取り組みにつきまして、予算の提案をさせていただいているところでもありますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、1項目目の感染症拡大から医療崩壊を止めるための取り組みについての①点目、町民の検査体制強化についてどうなっているかのご質問でございますが、通告でございます西脇市は市民病院を運営をされておまして、西脇市自治体独自の取り組みとなっておりますけれども、直営の病院を持たない本町では、民間の医療機関に委ねるしかございません。

発熱外来につきましては、町内の一部病院・医院において発熱患者の問診等を建物外で行える仮設テント等を設置し対応をさせていただいております。また、その他の医療機関では、院内で一般患者と接触しないよう別の部屋を設けたり、駐車場の車の中で対応をさせていただいております。

PCR検査は、町内の医療機関では実施はされておませんが、発熱や息苦しさ、倦怠感などの症状がある方は、龍野健康福祉事務所の帰国者・接触者相談センターへ相談していただき、相談センターの指示に従っていただくこととなります。

兵庫県の今後のPCR検査体制について5月21日に示された兵庫県の対処方針では、PCR検査数を現状の1日当たり400件を1,000件まで拡充する予定としております。

検査体制については、感染症の管轄である龍野健康福祉事務所の指導に従うこととなりますが、町民の方へは感染症予防対策について、密閉・密集・密接の3密を避ける行動をしていただくこと、また、不要不急の外出を控えていただくこと、マスクの着用や手洗い・うがい・咳エチケットの徹底などをお願いをしております。また、今後は兵庫県が新型コロナウイルスを想定した「ひょうごスタイル」の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、②点目の医療機関・介護施設・障害等福祉施設へのマスクや消毒液などの確保と従事する職員へ応援給付金等を実施すべきではないかというご質問でございますが、医療機関・介護施設・障害等福祉施設へは、全国で新型コロナウイルス感染者が発表をされだして、マスク等が手に入りにくくなった2月には、町といたしまして、災害用に備蓄をしておりましたマスクを佐用郡医師会へ1万枚、佐用郡歯科医師会へ4,000枚を提供をいたしました。3月には町内の介護施設・障害福祉施設へ計7,500枚、4月に佐用郡医師会へ1万枚と防護服50セットの配布を行っております。また、企業から寄贈いただきました1万枚のマスクについても、それらを介護施設・障害福祉施設・佐用郡医師会・佐用郡歯科医師会・薬剤師会佐用支部・町内運送業者の方々へ配布をさせていただいております。

消毒液につきましては、3月に兵庫県から町内の障害者福祉施設へ配布がございました。また、企業から寄贈をいただいたものを佐用郡医師会・佐用郡歯科医師会・町内運送業者へも配布させていただいたところでございます。

また、従事する職員への応援給付金でございますが、現在、県・市町が協働して、県内の感染者受入医療機関等のスタッフの勤務環境を改善をするため「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」を創設し、現在、寄付金を募っているところであり、皆様のご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

次に、③点目の新型コロナウイルス検査は国民健康保険証の資格証で通常の保険証と同じ扱いで対応することになっているが、関係者への周知が行われたかというご質問でございますが、厚生労働省からの通知に基づき4月7日に町ホームページに掲載をして周知をしております。現在、国民健康保険被保険者資格証明書を発行しているのは8世帯でございますが、個別の通知はいたしておりません。対象世帯の方が、発熱で受診される場合は、病院から保険対象となることの説明があると思います。また、町へご相談いただければ、説明をさせていただきます。

続きまして、大きな項目の2つ目、休業・自粛と一体的に十分な補償をすることについての①点目、民間委託事業者やシルバー人材センター等について、これらで働くパート労働者への損失補償は行われたかというご質問でございますが、まず、民間事業者への委託は、学校のスクールバスの運行委託が2社ございます。

スクールバスは、年間を通じて運転員を確保し、安全で円滑な運行管理を担保するため、事業者とは年額の契約を行っております。

しかし、このたびのような長期休業となった場合、バスの燃料やタイヤの消耗などがないこと、日々の車両管理業務が発生しないこと、運転員の通勤手当等も必要ないことなど、受託者が負担すべき一部の直接経費は発生をいたしません。

このことから、本年度の契約につきましては、休業期間について、それらの直接経費を差し引いて、月額委託料を8割にするなど、運転員の人件費にも考慮した内容で事業者と協議の上、委託契約を締結をいたしております。

シルバー人材センターの状況でございますが、会員に対しましての休業補償などにつきましては、シルバー人材センターの本来の目的が、これまで培った能力や経験を生かして地域社会への貢献につなげることでありまして、新たな得た収益のみにより生計を維持しておられるわけではありませので、シルバー人材センターとしては、休業補償等をする予定はないというふうに聞いております。

佐用町役場におけるパート労働者は、会計年度任用職員でございますが、休館・休業となりましたのは、西はりま天文台公園、図書館、学校給食センター、笹ヶ丘荘、上月体育館、町民プール、中安ふれあいセンター、各小中学校等でございますが、休館・休業により、通常の業務はできなくなりましたので、各施設の職員につきましては、他の部署への業務支援や通常ではできない施設管理業務及び清掃業務、草刈り等の業務等も、それぞれ

行っていただきました。そうした対応により、給与等の減額はございません。

次に、②点目の介護保険料、後期高齢者保険料、上下水道料金等公共料金の減免について、2009年水害時、税や公共料金の減免・免除が行ったわけではありますが、今回の新型コロナウイルス感染症対策でも、これらを実施すべきではないかとのご質問にお答えさせていただきます。

まず、介護保険料についてでございますが、国から新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことなどによる、第1号被保険者の保険料の減免と、その財政支援についての通知があったことを踏まえて、今定例議会初日に提案をいたしました低所得者の介護保険料軽減のための介護保険条例の一部改正とは別に、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度の収入減少などによる介護保険料の減免を規定する条例の一部改正を、この定例会で追加して提案をさせていただく予定としております。

条例改正の内容につきましては、国から提示をされた基準に合わせておりますが、提案の際に、また、ご説明をさせていただきたいと思っております。

次に、後期高齢者医療保険料でございますが、国から示されている財政支援の基準に合わせて、兵庫県後期高齢者医療広域連合で規則制定を行っているところでございます。

今年度の保険料が賦課されるまでには、減免割合、申請様式等詳細な基準を決定して、各市町に通知がされ、減免申請を町で受け付けることとなります。

次に、国民健康保険税についてでございますが、国から示されている財政支援の基準に合わせて町条例、規程を改正して減免措置を行います。条例改正については今定例議会最終日に提案を予定をさせていただく予定としております。

次に、上下水道料金についてでございますが、新型コロナウイルス感染対策の影響により収入が減少した事業者に対しまして、基本料金と人数割料金で構成をされております下水道料金のうち、人数割料金について6カ月間の減免をいたします。

次に、町税についてでございますが、今定例議会初日に承認案件としてご説明申し上げました、1つ目は新型コロナウイルス感染症に影響を受け、収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対して、無担保かつ延滞金無しで1年間徴収を猶予する特例を設けました。2つ目は、感染症の影響を受けながら新規に設備投資を行う中小企業者等の支援をするために、先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の特例措置を設けました。3つ目は、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する適用期間を令和3年3月31日までに取得したものに延長をいたします。4つ目は、感染症の影響により入居期限に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たしていれば、住宅ローン減税の特例措置の対象といたします。

次に、③点目の特別定額給付金等、国・県・町の支援制度活用の実態がどうなっているかとのご質問でございますが、佐用町における特別定額給付金の給付対象者は、4月27日の基準日において、住民基本台帳に登録されている方、1万6,469人でございます。受給権者は「世帯主」と定められておりまして、合計で6,886世帯でございます。

申請書につきましては、5月14日、15日の2日間に分けて、世帯主宛てに発送をいたしました。

申請の状況でございますが、6月3日現在の申請件数は、郵送が5,457件、窓口申請が605件、オンライン申請が53件、合計6,115件でございます。割合で申しますと、約88.8%が既に申請をされております。

また、給付金の振込につきましては、第1回目の振込を5月26日に完了をしております。内訳は、オンライン申請50件、郵送及び窓口申請448件の合計498件でございます。

第2回目の振込も6月2日に約2,000件が完了をしております。今後、この6月9日に2,000件、16日に1,800件の振込を予定をしており、以降1週間ごとに申請がありました

順に振込を実施していく予定ですが、現在、申請をいただいております方々に対しましては、遅くとも6月16日に全て完了をするというふうに考えております。

その他の支援制度の活用実態でございますが、町独自事業として実施をしております商工業者応援金制度は6月3日現在、532 事業者に応援金の交付決定をいたしております。2万円分の商品券を上乗せする子育て支援券は、5月に小学生627人、中学生374人、合計1,001人分を給付をいたしております。

国の子育て世帯への臨時特別給付金1万円は、今月10日に公務員を除く一般対象者777人へ振り込む予定でございます。

その他、国・県の支援制度の活用実態は、国のオンラインでの申請受付や県で申請を受け付けているものなど、支援事業が複数にわたっておりまして、これら町では、一つ一つの実態は把握はできておりません。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） たくさん質問しましたから、一度に回答をいただきましたので、1つずつ、少しお尋ねしたいと思います。

最初の感染拡大から医療崩壊を止めるための取り組みについての中で、PCR 検査についてお尋ねした件のご回答を受けて、質問をしたいと思うんですけど、町内では直営の施設がないので、いわゆる発熱外来は、一般の病院のほうで対応していただいているということで説明がありました。

PCR 検査を受ける対象者の件なんですけれども、ここで具体的に、いわゆる妊産婦の方や高齢者の方、医師が必要だと判断した方になりますけれども、福祉など医療関係者など、いわゆる感染リスクの最前線に当たられている方々の感染を防ぐために PCR 検査を実施していくということが大事だということで、県のほうでも、そういう方針が取られているやに聞いたんですが、ちょっと、不正解な回答になったかもしれないんですけど、お尋ねになったかもしれませんが、そこらへんは、まだ、具体的な方針というか、県の方針は5月21日ですか、1日400件を1,000件に拡充していくということで、それについての佐用町民にとって、影響というか、そういう県の方針が出ることで、変化があるんでしょうか。ちょっと、伺います。もう一度お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長でよろしいですか。

健康福祉課長（福本秀基君） PCR 検査でございますけれども、先ほどの答弁にもありましたけれども、現在、県のほうは、1日400件の検査数を、今後は1日1,000件に拡充をしたいという方針が出されております。

今現在、県のほうの PCR 検査の受診の目安なんですけれども、これは以前から特には変わっていないと聞いております。一時、変わったのは、37.5℃以上の熱で4日間ある方を相談センターに相談していただくということがあったんですが、それが途中で見直しされまして、現在では、呼吸困難などの息苦しさがある方ですとか、強いだるさ、倦怠感とか、高熱等の強い症状のある方、また、高齢者ですとか糖尿病、また、心不全とかの基礎疾患

がある方ですね、そういった方で比較的軽い風邪症状が続く場合、こういった方は対象に、まず、今までも言っておりますけれども、ここらへんで言いますと、龍野健康福祉事務所にあります帰国者・接触者相談センターにご相談いただいて、その担当者に実情を相談していただいて、その中で、担当が PCR 検査を受けていただくか、そのまま様子を見ていただくかという判断をされます。

で、PCR 検査を受けるということになりますと、県の帰国者・接触者外来が対応できる病院を紹介してくれますので、そちらのほうで、実際に先生の診断を受けていただいて、そこで必要があれば、PCR 検査を実施されるということになります。

今回、400 件から 1,000 件に拡大されるということで、佐用町の町民に何か影響があるかということでございますが、これにつきましては、保健所に確認しますが、佐用町の方が何人 PCR 検査をされているかということは公表できないということで、私どもも教えていただけませんので、実際は、何人の方が、町民の方で検査を受けられているかということは、ちょっと、私どもは、現在、分からないということでございます。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 龍野の健康福祉事務所ですけれども、なかなか業務が従来の業務に加えて、今回のコロナが発生した、感染症が発生したことに伴って、業務が大変だということを、マスコミで、新聞とかテレビなどで情報を得ているんですけど、龍野の場合は、そういう大変というか、佐用町の場合は、今のところ、コロナウイルス感染症になられた方が発症していないという事態も聞いておりますから、連絡がつきにくいとか、そういったことも含めて、先ほどの課長の答弁を聞くと、町としては、何も、そういったことも含めて、連絡などは聞かれてないんですか。

実態としては、分からないということなんでしょうか。実際に発熱して、その保健所に連絡しても、なかなか通じないとか、検査になるまで大変なんやということが、たくさん情報があふれすぎて、実態として、佐用町はじゃあどうなのかということが分かり辛いので、最前線の担当課として、どこらへんまで情報が来るのか、お伺いしたかったんですけども。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 先ほども申し上げましたけれども、私どもも気になりますので、当然、龍野健康福祉事務所のほうには、随時、状況を確認しております。

ただ、福祉事務所としましては、個別の市町に対して、何人の方が検査を受けておられるか。また、もし PCR 検査の結果、陽性となった方がおられたとしても、どこどこの市町で出たということ、公表されません。

担当市町には、当然、どこどこの市町の方が来られていましたということがありますが、龍野健康福祉事務所としては、龍野健康福祉事務所管内で、1 人の方が出たという形で公表されます。

ですので、龍野健康福祉事務所と言いますと、2 市 2 町の管轄になりますので、たつの市、宍粟市、太子町と佐用町、この 2 市 2 町が管轄になりますので、そこで 1 名出たとな

ると、その2市2町の中で、1名が陽性になったという形で公表はされます。

ですから、その先は、各市町には相談ありますが、公表は龍野健康福祉事務所管内で何名という形で公表されるということでございます。

その状況なんですけれども、この西播磨管内、龍野健康福祉事務所管内では、今現在、そういった感染者も出ておりませんので、特段、マスコミで（聴取不能）な形で業務が多忙になっている。当然、通常業務にプラスしての業務になりますので、通常よりは増えてはおりますが、テレビ等と言っておられるような、過酷な状況にはなっていないというようなことで聞いております。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 感染者が出ていないとか、それから、全国的にも感染者が少なくなつて、第2波が出ているところも、地域的には新たに出てきたりしてはいますけれど、全体としては、落ち着いてきているという状況の中で、今回の新型コロナウイルス感染症に対しては、まだ、適切な対応ができるという状況にない、薬が、まだ、完成していないので、そういう中で、今、これは何か、難しい、いろいろ情報があつて、大変なんだけど、感染というのか、ウイルスを持っていたとしても本人が発症しないで、分からないまま、生活していく中で、たまたま、そういう免疫が少なくなっている人とか、いわゆる高齢者だったり、そういう方々が発症をする可能性を持つというような、そういう性格を持っているウイルスだと聞いております。

なので、元気な人も感染しているかもしれないという、そういう状況の中で、PCR 検査をして、実際に、どういう実態なのかということが発生しない限りは検査もしないというのが、国の今、やり方で進めてきているので、本当に安心できる状態にはないので、今の時期に、そういうことを、きちんとするということが、大事だということが、それは、経済界からも安心して経済を回復させるためには、PCR 検査を今のうちに、第2波、第3波に備えてやるべきだという声が上がっていたり、専門家からも、本当に封じ込めるためには、検査が必要だという声が強くなってきているので、まず、対象者として、発熱もなければ、自分から受けさせてという一般的な話ではなく、先ほど紹介したように、濃厚接触者として最前線で頑張っておられる医療関係や福祉関係、それから、高齢者など、そういうコロナに感染しやすい人たちを優先して検査を受けていくという、そういう方向で兵庫県が件数を増やして進められるのか、そこらへんの情報は、今のところ分かりませんか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵迺町長。

町長（庵迺典章君） いろんなところから、いろいろなお話が出ているんですけれども、当然、濃厚接触者であれば、PCR 検査を既に行っておられます。

例えば、病院や医療機関、そういうところで発生した場合は、その医療関係者は、みんな PCR 検査を受けておられますしね、それが受けられないというような状況では、当然ありません。

それから、見えない、こういうウイルスに対して、しかもなかなか発症しない、保有だけしているという、そうした中で、抗体検査によって、そういった感染の広がりがどうな

っているのかということ、これから調べていくということも1つの対策として考えられておりますし、それから、やはり現在は、やはり医師の診断、医師の判断なんかによって、発熱があり、また、そうした倦怠感とか、いろいろな症状が、ある程度、出た方々に対して、まず、PCR検査を行えるという状態でありますので、その中で、その感染者、陽性に出る方が何%ぐらいあるか、そこらあたりが1つの目安になってきていると思います。

兵庫県では、先ほど答弁申し上げましたように、現在、1万人余りのPCR検査が既に行われた中で、実際の感染者として陽性になったのが699人ということでありまして、龍野の健康福祉事務所管内でも200、300件ぐらいはあったということは、内々聞いております。検査をしました。

ただ、その中で、全然感染者が出なかったということでありまして、今、さらにこれから第2波、第3波というような形で、これは、ウイルスというのは消えるわけじゃないので、これから、また、この秋、また、冬、いつ感染がある程度広がって来るか分かりません。これは、最終的にはインフルエンザと同じように、インフルエンザであれば、毎年、国民の10人に1人ぐらいがかかるというふうに言われております。それは、1,000万人ぐらいがかかるわけですね。そういう状況になるのか。

また、そこまでは、感染力がいいのか分かりませんが、やはり長い目で、医療崩壊とか、そういう、その状態にならないように、何とか、この最初の3カ月間、ここまで抑え込めたということは、これは本当に、それぞれの大変な思いをされた方、いっぱいいるんですけれども、皆さん方、みんなの力だったと思いますし、これからも、そういうことに再発しないように、あちこちで、ポツポツは出ると思うんですよね。実際。だから、佐用町でも感染者が出る可能性は当然あります。

ただ、重症者になったり、それで亡くなるというような重症になるのではなくって、それが広がっていくというような状態は、これはすぐに食い止めていくという、そういう形で共存を図っていかなければならないということを言われておりますので、今の体制は、かなり落ち着いた中で、そういう体制が構築をされてきているというふうに、私は、認識をいたしております。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 最初の質問の中で、検査のことは言ったんですけれども、出産される方、妊産婦の方ですけれども、近隣、以前の議会でも取り上げましたが、佐用町の場合は、地元の出産される方よりも、里帰り、佐用町出身の方が親元へ帰って来て出産されるというケースが多いように伺いました。

今回のような、コロナが発生して、そういうことで困ったというような話とかは、あまり具体的にはよう聞いていないんですけれども、町のほうには、佐用町の場合、里帰り出産なんかをされるケースで、地元のいうんか、近くの病院に帰れないとか、そういつて困ったというような情報などは、特に、ありませんでしたか。そこらへん、ありませんか。ケース、人数が少ないですから、どんな状況でしょうか。伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 里帰り出産でございますけれども、この3月、このコロナが言
いだした、この3月からこの5月の3カ月間ですけれども、他市町から佐用町のほうへ里
帰りされて出産された方が合計4名いらっしゃいます。

これは、病院、お産まれになって、その退院から、大体2週間後に赤ちゃん訪問いう形
で、町のほうは家庭のほう訪問させていただいております。

当然、こういう時期ですので、訪問先に事前に電話をさせていただいて、赤ちゃんです
とか、ご家族の方の状況、熱がないとか、そういうことを確認しながら、こっちの担当、
行く保健師のほうも、感染症の予防を努めながら、配慮しながら訪問のほうをさせていた
だいております。

ですので、そういう病院等で、いろんな、そういう困ったというようなことは聞いてお
りません。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 休業と、それから自粛一体にした補償の関係で、具体的に町の対応
について答弁がありました。その関係で、お伺いしたいなと思う点があるんですが、町と、
それから、町独自のものとして、いち早く商工業者の応援金ということで、事業者 900 事
業所ですか、4月の臨時議会で可決して、5月末までの申込期間でやられました。その関
係で、答弁でご回答があったとは思いますが、これはいち早く佐用町で取り上げら
れたということで、歓迎の声も聞いておりますが、実績として 900 事業者で、ほぼそれ
に見合うだけの申し込みというか、実績があったんですか。すみません。二重になるかもし
れませんが。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 答弁の中で、数字のほうもしっかりとお答えをさせていただいたと
ころであります。532 件でしたか、給付決定を行っておりますので、やはり、事業者の中
には、影響が長いからということで、そういう給付を受ける必要はないと言われる方もご
ざいますし、また、なかなか、当初の 900 事業者というのは、計画上、予算上、経済セン
サスの中で、最大を見積もっておりますので、実態としては、当初から、いろいろと検討、
予想した中で、550 から 600 ぐらいなところを見ておりましたけれども、大体、予
想どおり、ほとんど受けられる方は、こうして受けていただいているというような感じで
ございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 事業者の人の判断で、特に、知らなかった、そういう事態について、
期限は、もう過ぎてしまっているんだけど、後からとか、もう、そういうことはないわけ
ですよね。これで終わったということですね。

で、必要な予算を組んでいますから、その事業者の方が 100%になるのが望ましいと思いましたからね、数としては、そういうことだということで、最大見積った中での、ほぼ見込みどおりの数であって、落ちこぼれじゃないですけど、そういう形になっているということではないということで、理解してよろしいですね。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 一番最初に議長のほうからも、皆さん、私たちにも、そういうことで、同じ質問を繰り返すようなことがないように、できるだけ簡潔にということが、お話がございました。こうして、今、答弁させていただいている中でも、前の質問の中でも5月までで、一応、期限は切っておりましたけれども、そうして、まだ、入院をされていてとか、情報が届いていなかったというようなことで、改めて相談がある方につきましては、6月いっぱいをめどに、延長させていただいて、できる限り、支援をしていきたいという答弁をさせていただきましたので、それは、そういう予算は、十分に有効に活用をしていきたいと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町と県と協調する事業である休業要請事業者経営継続支援事業ですか、そういう事業も、この間、議会の場で上程されたり、また、今議会でも追加補正も上がっているような実態があるんですけど、これは、なかなかお伺いしたら、事業者の方が申請手続きで大変なんですということも、ちょっと、漏れ聞いていたんですけど、その点は、町のほうでは、直接、県の事業だから、県のほうに町ではなくて言ってくださいというような形で回答ももらった経過があるんですけど、その実態として、これもうまく進んでいるんでしょうか。

必要な方が申請されて受けられている状況をつかんでおられますか。そこらへんは、分からないですかね。

〔総務課長「通告になかったんで、担当の商工観光課長を入れてないんですけど」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） しばらくお待ちください。

事前の通告、質問通告になかったので、担当の課長が、今、入場してきましたので、担当課長のほうから回答させます。

〔商工観光課長 入場〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 県の休業者に対する支援の申請でございますけれども、本町のほうにも、お客様からの問い合わせはございます。

それにつきましては、私、全協でしたかでも申し上げましたとおり、直接、私どもに物

事を判断する権限等々はございませんが、できるだけ丁寧に対応するように指示しておりますので、県のほうに問い合わせをするなど、職員も一緒になって、申請に向けた取り組みのほうは、対応をさせていただいております。

ただし、いかんせん、私どももお客様も、手元にある資料は、ほとんど同じ物を見ながらご説明を申し上げるという状況でございますので、私どもも一つ一つの事例に関しまして、一つ一つ説明書を読みながら対応をさせていただいているというようなところもございますので、お客様にも何かとご不便をおかけする場合もございますが、問い合わせ等々も含めまして、丁寧に対応するには心がけておるところでございます。

先週の金曜日に、毎週金曜日に県が報告を、申請の状況を報告するということで、先週初めての報告があったわけなんですけれども、それにつきましては、佐用町の場合は、まだ、1名も報告のほうが県から上がってございません。全部で県下で200数十名の方が申請をされたということで、状況報告がなされておるんですけれども、佐用町の方は、まだ、1名もいらっしゃらないという状況で、今度の金曜日、明日、また、次の報告がなされるまで、私どもも、どなたがされている。何名されているかが、はっきり申し上げて分からないという状況でございます、明日、また、その次の報告があるということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 通告が不十分だったということなんですけど、2の③では、特定定額給付金と国・県で支援活動の制度の実態はどうかということを尋ねているので、ここで、それを尋ねたつもりだったんですね。通告は。そういうことです。

特別定額給付金についても、件数、先ほど、回答していただきましたが、ほとんど、高い率で利用ができたということなんですけれども、その中で、新聞紙上では、これは特に、書類の書き方とか分からないとか、そういうことで困っているとか、申請に当たってコピーが必要だったり、そういうことで、役場の方が、別の日ですけれども、手伝いをされたとか、そういうことが報道されておりましたけど、佐用町の場合は、そういったことが、新聞で出ているような地域で、特別にするようなことはなく、スムーズに申請も行われて、入金もされたということですね。特に、問題がなかったということですね。それで、了解します。

1点目の関係については、公共料金の減免についてです。それも、ご回答がありました。

その中で、下水道料金等については、補償についてなんですけど、事業者に対して、町民全員に対して下水道料金の減免がされるやに、ちょっと答弁では聞こえましたけれど、これは特定の事業者に対するものではなかったですか。その点、もう一度、改めてお聞きしたいんですけれど、県下では、全町民というか、そういう特定の人ではなくって、水道料金6カ月とか、3カ月とか、それぞれ自治体によって違いますけれども、減免措置が行われてきています。

そういう制度とは、佐用町の場合、先ほど、町長が答弁あがった下水道料金の減免は、どういう状況なのですか。全町民を対象にしたものではないですよ。ちょっと、確認なんです。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君）

庵途町長。

町長（庵途典章君）

全町民を対象にしたというような答弁はいたしておりません。

よく聞いていただければ、そうした影響を受ける事業者というのは、やはり水、水道を使われる中で、下水道料金の料金体系というものは、佐用町の場合には、水道の使用料に連動した形で、下水道料金を徴収をしているというシステムではないんですね。佐用町は。

と言うのは、当初、ちょっと説明をしますけども、井戸水などを、かなり使われている家庭が非常に多かったものですから、ですから、下水道料につきましては、基本料金は、みんな一律に誰も納めていただいている。その基本料金プラス事業者、特に、そうした飲食店とかというようなところにつきましては、店舗面積に換算して、店舗面積で浄化槽の使用算定基準というのがあるんですけども、何人の使用料、使用になるという、その人数割をプラスしていただいているわけです。

今回、他町等、かなり水道料金、下水道料金を減免するというような方針も出されておりますけれども、それは、それぞれの市町の取り組みの中で施策として、いろいろと考えられてされていることでありまして、佐用町は、先ほど申しましたように、商工業者に対しては、まず、10万円の応援金を支給しようとか、こういうのは、特別にやっているわけです。

だから、全部一律にしているわけではありません。ですから、佐用町の場合の状況を見ますと、水道料金にしても、下水道料金にしても、非常に普段から大変大きな赤字経営の中で運営をしてきているという実態があります。ですから、なかなか、そうした状況の中で、水道料金の安い、基本料金を含めて800円とか1,000円までのところとか、下水道料金なんか、もっと安いところであれば影響も少ないし、また、企業庁が県水の料金を減免をしました。だから、県水を受けているところであれば、自分とこの財源を、まず使わずに減免ができるという町もあるわけです。

しかし、佐用町は、独自のこうした体制の中で、たくさんの施設を維持管理しながら、ずっと運営してきて、相当の経費を一般会計から繰り入れながら運営をして、これからも、これをしっかりと守っていかなければ、維持していかなければならないという状況の中では、全面的に、皆さんに、それを減免することは、なかなか長い目で見ると、これはかえって大きな逆に将来的な負担になるだろうということも考慮して、しかし、今、直接、影響のある飲食店等、まだ、全然使っていないのに、そうした面積割で人数割の料金をいただくというのも、これも逆に非常に不公平になるだろうということで、そうした基本料金はいただきますけれども、割増の人数割でもらっている分について、特に大きな店舗になりますと、その部分が非常に多額になります。その部分を6カ月間、全て減免をさせていただこうと、そうすることが、町民の皆さんの全体に対しての公平な取り扱いになるんだらうということで、そうした、今、取り組みを、今議会に提案をさせていただいているということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君）

平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君）

佐用町の場合、今回だけではなくて2009年ですね、平成21年の水害の時に減免を実施されていたと記憶しているんですが、そういう実績で、ぜひ今回も、その当時とは、また、違う災害というか、被害ですが、水道料金の減免も、先ほど言われ

た店舗の関係は、それはそれで必要なことであり、判断されたということは大事だと思うんですけど、町民に対する水道料金の減免、下水に関係しても、考える。水道料金なり下水道料金の減免も考える必要があるのではないかと、今回のことについて、提案したいと思うんですね。

料金、予算で見たら、水道の場合は料金が年間約3億5,600万円ですか、全部予算でね、1カ月に換算すると2,966万円、全員の水道料金を単純に計算するとですが。下水道の場合は、そういう方向で見ると、約1,800万円ぐらいになると、私は試算したんです。

ですから、無理のない金額ではないかと、減免していく上で、町の予算を一般会計からの繰り入れをして対応していくことについて、ぜひ検討課題としてやっていただきたいな。これは提案ですので、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 提案ということですから、そのご回答はいたしませんけれども、ご質問の中で、21年の災害の時に、そうした減免をしたと、これは、やっぱり施設が使えなくなったんですね。水道が断水したり、そういうことも踏まえて、そうした減免もさせていただいたというふうに思っております。

それは、商工業者だけではなくて、一般の方も全て断水を、町の水道が断水したところは、そういうようなご迷惑をおかけしたという状況でありましたので、そこは、やっぱり違うんですね。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 大きな柱の2つ目の質問に移ります。

2点目は、コロナ危機の中での災害への備えをということで、伺います。

これから台風や豪雨などの風水害が多発する季節を迎えます。コロナ危機の中で迎えることになるわけですが、命や健康、尊厳を守るために、災害への備えに対する対策について、町長の見解を求めたいと思います。

まず、被害が発生した場合の避難所は、現在、小中学校の体育館ですが、新たな感染を防ぐ対策が必要になります。宿泊施設等を含め避難所のあり方や設備をどう確保していくかなど、準備は、今、どのように進められておりますか。

②つ目に、高齢者や障害者などへの対応はどうなりますか。

③つ目に、これら住民への周知についてはどのようなになるのでしょうか。

よろしくお願いいたします。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員の2つ目のご質問でありますコロナ危機の中での災害への備えについてのご質問にお答えをさせていただきます。

5月21日に兵庫県で緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルスが皆無、なくなっただけではありません。

社会活動の制限が見直された今後は、人の移動によりウイルスも移動し、人の集まる場所はクラスターが発生するという危険が考えられます。

こうした状況の中、災害時に避難所を開設する場合、国の専門家会議が示しました新しい生活様式の実践例等を参考にしながら、対策を進めていかなければならないと考えております。

新しい生活様式における、感染防止の3つの基本は、身体的距離の確保。2つ目はマスクの着用。3つ目が手洗いでございます。避難者が飛沫感染や接触感染をしないように、これらの対策の徹底に協力をいただき、避難所運営に取り組むため、具体的に、次のことを実施いたしたいと思っております。

1つ目として、それぞれ避難所の体育館の入り口に設ける受付では、手の消毒、マスクの着用、検温、及び問診票への記入をお願いをいたします。2つ目として、可能な限り世帯ごとに2メートル間隔をあけて、滞在をしていただくように努めます。3つ目として、こまめに手洗い・消毒をお願いをいたしたいと思っております。4つ目として、窓を開けられる場合は開け、扇風機を回し、新しい空気、換気ができる工夫をしたいと思っております。

体温が37.5度以上など感染の疑いがある方が避難所に来られた場合に備えて、それぞれの避難所で、疑いがある人が滞在できるスペースを確保するとともに、災害警戒本部で待機する保健師を増員して、早急に避難所へ派遣できる体制を執りたいと思っております。

また、災害が発生をし、長期的な避難生活が必要となる場合は、町の指定避難所が3密状態となることを回避するために、平成21年台風第9号災害の対応として実施しましたように、笹ヶ丘荘など町営や民営の宿泊施設などを避難所として利用することも視野に入れております。

次に、高齢者や障害者への対応についてでございますが、町は、1人で避難することが困難な高齢者や障害者の方の避難支援を行うことを目的に、災害対策基本法に基づき、佐用町地域防災計画等で災害時避難行動要支援者を位置づけし、その要支援者名簿を作成しております。

名簿に上がっている方のうち、個別の避難計画作成に同意いただいた方については、平成30年から自治会が中心となって個別計画を作成をしていただいているところであります。今年も名簿を更新し、新しく名簿に上がった方の計画作成と、体の容態が変わった方の計画見直しを各自治会をお願いをしております。

災害発生時には、個別計画に沿って、地域の支援者等に介添えを受けながら避難することになりますが、避難準備・高齢者等避難開始発令時等には、マスクの着用をお願いするとともに、避難先での感染予防対策に沿って適切に待機できるよう体制を整えてまいります。

3点目のご質問の住民への周知についてでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、主に3つの方法で行うことを考えております。

1つ目は、明日、自治会長等を通じて配布をさせていただきます6月号の広報による周知であります。この中で、ハザードマップの見方を再度説明することで、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にお住いの住民など危険性のある住民に水平避難をしていただき、そうした危険性が少ないところにお住いの方は、自宅で待避や垂直避難をしていただくように促しております。

また、町の指定避難所だけではなくて、3密を避けるために、自治会で取り決めたいただいております一時(いつとき)避難所や、危険のない親戚や知人の家に避難することも検討をいただくよう促しております。併せて、避難する時は、検温やマスクの着用など、感染

拡大防止に協力をいただくよう周知すべく準備をいたしております。

2つ目といたしましては、佐用チャンネルの暮らしのガイドチャンネルにおいて、映像で、避難時の留意点を示す方法です。広報さようによる文字情報だけでなく、避難時の留意点を分かりやすく周知したいということから、実際に避難するときに携行する物や、消毒や検温などの避難所でのお願いしたいことを映像でお示しすることを計画をいたしております。

3つ目は、実際に災害が起こり得る大雨等が予想される時に、防災行政無線やさよう安全安心ネットのメール等で、マスクや体温計、食べ物、飲み物など必要な準備をして、避難を行っていただくよう周知をいたしたいと思います。

以上で、新型コロナウイルスを想定した現段階での取り組みについての答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今、答弁いただいた関係は、国なり感染症と自然災害が複合的に起こるであろう、それを防ぐための備えということで、マスクであるとか、そういう新たな対応が示されましたけれど、今回、コロナ対策で災害用に、自然災害用に備蓄されていた物を、医療関係とか福祉関係に配布したんだという説明も、さっきの質問の中でありました。

そういう物を使った後、また、補充とか、そこらへんは十分に対応されていると思うんですけど、そこらへんの実態としては、どうなのか。それを、ちょっと確認でお伺いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） まず、マスク等につきまして、医療機関等に配布のほうをさせていただきましたけれども、現在、約1万5,000枚は残しております。

また、各指定避難所のほうには、そのマスクを配置しております。それから、アルコール消毒をしていただくための、そういった道具ですとか、そういった物も各避難所には、配置をしておる状況でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 分かりました。

それと、先ほどのご回答の中で、要支援名簿を新年度の予算のところで審議されたところ、記憶があるところなんですけれども、災害時の要支援者台帳の管理システムを導入することで、新年度予算化されています。そこでは、要支援者を介護3以上ということで、いわゆる上からの指示なのか、佐用町独自でそれを決めれたのか、そのへんが、ちょっともう一度確認したいところなんですけれども、その町にあったように、要支援者の対象者

の介護度であるとか、そこらへんは、実態に合わせてシステムを導入する上では、考えていかれるんでしょうか。お伺いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） システム導入と、今、おっしゃった対象者の方、直接は関係ありません。対象者の方につきましては、今さっきおっしゃったのは、要介護度3以上の方だけだったんですが、それ以外にも、いろんな方、対象がございまして、例えば、認知症高齢者の日常生活自立度のランクで、その範囲内の方ですとか、あと身体障害者手帳の第1種の手帳を持っておられる方、その方、療育手帳Aの手帳を持っておられる方とか、いろんな対象の方がございまして、その方々の対象をリストアップしまして、その方々の中で入所とか入院の方を除いた在宅の方を対象とさせていただいております。

その方々について、各自治会のほうで、個人プランの作成のほうを依頼しておるという状況でございます。

13 番（平岡きぬゑ君） 以上で終わります。

議長（石堂 基君） 平岡議員の発言は終わりました。

〔商工観光課長 退場〕

議長（石堂 基君） 続いて、6 番、廣利一志議員の発言を許可します。

〔6 番 廣利一志君 登壇〕

6 番（廣利一志君） 6 番席、廣利でございます。

新型コロナウイルス感染症による学校休業の影響の実態と対応策について問うと。

年度末、年度初め、そして、5 月月末までの学校休業については、児童・生徒の不安、保護者の方々の疑問、学校現場の苦悩など聞かせていただきました。問い合わせもいただいたりしました。

緊急事態宣言が出て、その延長、そして解除となりましたが、教育長及び教育委員会の見解、協議の状況について以下の項目について質問をさせていただきます。

緊急事態宣言が解除となり、6 月 1 日に学校再開となりましたが、休業期間中の対応については、どのようにされるのか。夏休みの短縮、運動会・修学旅行などの中止等をお考えなのでしょうか。

休業期間中に児童・生徒に学校、担任教師からの連絡はどれくらいの頻度で行われているのでしょうか。

また、課題が出されているとのことですが、その結果は成績評価の大きな部分を占めることになるのでしょうか。

オンライン授業の可能性と準備の状況について機材の確保、一部学年からの先行実施などの面から見解をお聞きかせください。

第2波、第3波のコロナ感染症について語られ、必ず来るなどと言われていますが、教育委員会、学校現場での対策、その協議についてお聞かせください。

児童・生徒の安全を考えた場合、学校再開を急ぐべきではないという保護者の方もおられますが、それに対しての見解をお聞かせください。よろしくお願いします。

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、新型コロナウイルス感染症による学校休業の実態と対応策について問うについてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の緊急事態宣言が解除となり、6月に学校再開となると休業期間の対応はどうするのか。夏休みの短縮、運動会・修学旅行などの中止等を考えるのかについてですが、午前中の岡本議員のご質問でもお答えしましたとおり、年間授業時数を確保するため、夏休みは8月8日、土曜日から16日、日曜日の9日間に短縮します。

運動会については、既に中止している市町もありますが、佐用町では現在、小中学校とも午前中のみの半日とし、極力接触を避けるような種目にしぼり開催する方向で、現在、検討しております。

修学旅行については、小中学校とも5月の予定でしたが、中学校は11月に、小学校は12月に延期して実施する予定であります。

そのほかにも、授業時数を確保する一方、子供たちにとっては楽しい学校生活を創出することも重要であり、バランスに配慮しながら各種行事の見直しを検討していきたいと考えております。

次に、2点目の休業期間中に児童・生徒に学校、担任教師からの連絡はどのくらいの頻度で行われているのか。また、課題が出されているとのことですが、その結果は、成績評価の大きな部分を占めることとなるのかについてですが、午前中にもお答えしたとおり、各学校からの連絡や課題の指導は、週に1回程度、教員が家庭訪問を行い課題の配布と回収を行いました。

その課題の取り扱いについては、学校再開後に児童・生徒の習熟度を確認し、休業中の課題が十分に身につけていないと判断した場合は改めて学校で指導してまいります。したがって、この間のこのたびの休業期間中の課題の習熟度による成績評価は行いません。

次に、3点目のオンライン授業の可能性と準備状況について、機材の確保、一部学年からの先行実施などの面から見解をについてですが、このたびの学校長期休業により、パソコンやタブレット、スマートフォンなど、インターネットを使ったオンライン授業が注目されました。これは、学校だけでなく企業においても、在宅勤務におけるテレワークや接触を避けるためのオンライン会議など、これからの社会構造が変わるきっかけともなっています。

佐用町においては、昨年度、文科省が打ち出した補助事業である「GIGA スクール構想」を、本年度着手する予定としておりました。これは、日本がICT教育に遅れていると指摘される中で、全国の小中学校児童生徒に1人1台のタブレットを配備し、日頃からICTを活用した教育を推進して行こうというものです。このたび、期せずして新型コロナウイルスにより、非常時における家庭学習の手段としてその必要性が認識されたところです。

GIGA スクール構想によるタブレットの配備については、現在、兵庫県が一括調達するための一般競争入札を公告しています。入札は6月19日で、納入業者が決定すれば町はその業者と契約し、納入期限の本年12月28日までに納入される予定となっております。

一方、町ではこのたびのような休業時におけるオンライン授業や、さようチャンネルを活用した教育動画の配信を検討するため、町内小中学校に通う児童生徒の保護者に対して、

さようチャンネルの加入状況やインターネット環境の調査を実施しました。

現在、集計中ではありますが、小中学校 762 世帯中 645 世帯、85%の回答率ですが、その結果は、さようチャンネルの加入率が 87%、インターネットが使える環境が 97%、そのうち 93%が Wi-Fi 等無線 LAN で接続できるとの回答でありました。

GIGA スクール構想では、インターネットが使えない家庭用として、ポケット Wi-Fi など通信機器の購入も補助対象となっておりますので、これらを併せて活用することで、休業時におけるオンライン授業等にも対応していけると考えております。

しかしながら、タブレットが配備されたからといって、すぐ明日から使えるというものではありません。各家庭のインターネット環境や使用する児童生徒の使い方の指導、また、先生方の指導、ご質問のとおり先行すべき学年をどうするかなど、検討していきたいと考えております。

次に 4 点目の第 2 波、第 3 波のコロナ感染症について語られ、必ず来るなどと言われているが、教育委員会、学校現場での対策、その協議についてお答えします。

まず、学校における感染防止対策ですが、当面の間は学習形態を工夫したり、指導内容を入れ替えることで、できる限り 3 密を避けることを基本としております。そのほかに、消毒や換気の徹底、マスクの着用等も引き続き実施をまいります。これまで同様に、子供たちには、自分自身の健康や安全を守るためにできることは何か、また、他者の健康を守るために気をつけなければならないことなど、感染拡大防止への指導を重視してまいります。

また、このたびの感染症は風評被害も大きな社会問題となっています。子供たちには人権教育の面からも、この問題についてはしっかりと指導をして行きたいと考えております。このことについては、教員の中から自作教材の提案も受けており、今後の指導に生かしていきたいと考えております。

5 点目の児童・生徒の安全を考えた場合、学校再開を急ぐべきではないという保護者の方もおられますが、それに対しての見解はについてお答えします。このたびの学校休業や登校日の設定、学校再開については、近隣市町の感染状況や本町の感染状況、また、国・県の方針に基づき決定してまいりました。

未知の感染症に対して、誰もが不安や恐怖心を抱かれているところですが、義務教育課程を受ける子供たちの学びを保障することも、私たち大人の責任だと思います。

学校再開については、賛否両論であろうと思いますが、国・県の方針に併せ、近隣市町とも連携しながら総合的に判断したところでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 同僚議員の質問がありましたので、重なるところは、できるだけ割愛しながら、違う観点のところから質問させていただきます。

小中学校が休業しましたが、先ほど、説明がありましたように、いろいろやり繰りをしながらということで、主には、例えば、夏休みの短縮があるということなんですけれども、それぞれ小中学校で休業日数、時間というのが、要するに、どれだけあって、やり繰りの中で確保がどれだけできるのか。まず、それを教えていただきたい。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 3月3日から休業して、昨年度の年度末は終わりました。

それで、4月から新年度に入って、4月、始業式、入学式は行いましたが、その次の日から休業に入って5月いっぱいまでしております。

単純に日数だけを計算すると、3月も入れると3カ月、今年度の授業に関しては、4月、5月の2カ月ほどになりますが、夏休み1カ月足らず短縮しておりますが、それでできるかというような疑問を抱かれると思うんですが、基本的に標準授業時数というのは1,015時間、小中学校であります。

夏休みを短縮、それだけして、夏休みを9日間にしておりますが、あと行事の縮小をしたりして考えても、全1,015時間以上は確実に確保できます。

だから、文科省も1,015時間を大幅にオーバーすることなく進めてもらいたい。あるいは、短縮、授業数が足らなくとも、教材が終わっていれば、それは認めますというような通知も来ておりますが、佐用町については、確実に1,015時間確保して、ゆとりを持って進めたいと考えております。

以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 今、最後に言われたように、ゆとりを持ってというところが、若干、ちょっと懸念がありまして、分かりませんけれども、第2波ということが予測されますので、その意味でゆとりを持ってというのが、可能なのかなというところが、ちょっと、あったのと、後から質問しますけれども、児童生徒の心の問題というのか、そのところも、ちょっとあったものですからね、分かりました。

次の質問に移ります。

成績評価、この休業期間中の成績評価については、今、教育長明言されて、成績評価を行わないということなんですけれども、文部科学省の通知、4月10日の通知は成績評価を行うということだったと思うんですけれども、私は、教育長の回答が、私は、正しいと思うんですけれども、その点については、何か、教育委員会等で協議された結果について教えてください。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 学校教育は、新しいことを指導した結果は、やはり評価はつきものだと思いますが、休業中の課題につきましては、新しいことは、ほぼ教えておりませんので、前年度の学年の復習のプリントが主な形になります。

予習も若干は出しておりますが、例えば、国語であれば、この教材を読んでおきなさいとか、意味調べをきなさいという程度ですので、これについて、じゃあ評価をしますかということで、校長会とも要請したのは、そういう課題については、評価はしないというこ

とで、確認をしております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） はい、分かりました。

5 月 22 日から 5 月 26 日で、日経新聞が、これ公立高校対象なんですけれども、…のことで都道府県教委に聞いた調査があります。5 月 22 日から 5 月 26 日ですね。

7 割、36 都道府県、遅れのことについては、やっぱり多くの制約があるということが回答があったりするんですけども、兵庫県で教育委員会が回答されているのが、長く休んだことによる生徒の喪失感が心配だと。

先ほど、ちょっと触れましたけれども、余裕があるという形なんですけれども、やっぱり 2 カ月、今年度は 2 カ月の遅れになりますので、そのあたり、こういう回答があったりしました。

それから、高校ですから、進学や就職の見通しが立たず、どう指導すべきかと。生徒の精神的ケアのために、スクールカウンセラーの導入を検討する県もあるということなんですけれども、私、今回、冒頭にも触れましたように、各先生方にもお聞きしましたし、保護者の方にもお聞きしました。

ここが結構、先生方、不安というか、懸念されているんですけども、特に、対策というか、そのあたりについては、いかがでしょう。

議長（石堂 基君） 恐れ入ります。ここでお願いがあります。

私、所要のために、しばらく離席をさせていただきたいと思います。

この間、進行のほうを副議長のほうにお任せをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔副議長 議長席 着席〕

副議長（小林裕和君） それでは、答弁をお願いします。
浅野教育長。

教育長（浅野博之君） それぞれ休業中については、教員に対しても自宅勤務にもすすめましたので、結構、負担になっている部分はあると思います。

プリントづくりなんかも、やはり大変だったと思います。

若干、最初のほうに、急に休業になったということで、聞いておりますのは、結構、遅くまで、9 時ぐらいまでかかってプリント作成したりとか、家庭訪問するにも校区が広く、小学校でもなりましたので、1 日に家庭訪問する件数も限られてくるということで、かなり戸惑ったというふうにも聞いておりますし、やはり、若干、やっぱり気になる児童・生徒もおりますので、そういったところに家庭訪問したりとか、電話連絡を取ったりということではしておりますが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは通常どおり配置しておりますので、心の健康のケアであるとか、先生方の悩みについても、相談できるような体制は整えておりましたので、そういったことで、ケアのほうはしております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 学校再開になりまして、私も登校見守り、2 日間ですけれども、させていただいた時に、ちょっと、長期の休み、夏休みのような長い休みの後の感じとは、ちょっと違うなという感じがしたんですね。それは、感じですから、何とも言えませんが、ちょっと元気がないのかなというような感じがしたんですけれども、いろいろと、スクールカウンセラー含めて、先生方も、一番そこが心配だとおっしゃっていますので、どうぞ、そのあたりは目配り、どうぞよろしくお願いいたします。

オンライン授業のところについて、全協でも報告がありました。要するに、機材の問題と指導する問題というところがあると思います。

で、GIGA スクールの問題と、それから、たまたまというか、コロナ感染のところがありますので、どことも、どの県とも、どの市町もオンライン授業というところについては、急ぐというところで、佐用町も教育長のほうが全協で回答がありましたように、早めるという説明、報告があったんですけれども、要するに指導する方、教員の指導する方については、いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 佐用町については、IT を活用した教育については、進んでいるほうだと思います。各教室において、大型のプロジェクターを入れたり、デジタル教科書を使っておりますので、そういった面では、ほかの市町に比べたら、使い慣れているとは思いますが、今回、入れることについての、結局、それぞれソフトに慣れてもらわなためです。新しいソフトの使い方等、研修しながら進めていきたいと思っています。

とりあえず、子供たちにも、そういった形で使えるようには、徐々にしていきますが、子供たちも、じゃあ、ほんならすぐ使えるかと言ったら、そうではないですし、とりあえずオンライン授業に行くまでは、なかなか、ちょっと、時間がかかるかな。

今、こういう休業中に、じゃあ顔を見て、話だけができるというのは、割と簡単にはできると思いますけれど、授業までになると、ちょっと、時間がかかるのではないかと考えておりますので、機械が入り次第、しっかり研修を進めていって、今年度中には使えるような形を、なるべく早くしたいと思っています。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員、ちょっと、お待ちください。

ここで、議長が帰られましたので、交代させていただきます。

〔議長 議長席 着席〕

議長（石堂 基君） 大変ご迷惑をおかけしました。
廣利議員。

6 番（廣利一志君） それで、国の第2次補正の中で、教員の追加採用というか、8万人ということが言われています。

ただ、これは、1校にすると、大体2名ということなんですけれども、このオンライン授業を指導する方も含めてお考えでしょうか。そのあたりは、まだ、これからでしょうか。いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） まだ、検討中は検討中なんですけど、とりあえず必要なのは、ITに長けた業者の方、使い方等の業者のサポートが一番必要なと、デジタル教科書を入れた時のタブレットの使い方についても、途中固まったりとか、そういうことが結構ありましたので、これが子供が全員使うとなれば、やっぱり、いろんな支障が出てくると思うので、その時に、教員がそういうトラブルに対して、機械のトラブルに対して対応できるかいうたら、なかなか、ちょっと、全児童数になるとできないので、そういう業者のサポートは、まず一番に考えておきたいなというふうに、そのへんについても、国のほうの補助がありますので、できるだけ業者を選定して、サポートは入れたいと思いますが、使い方自体は、多分、今、佐用町の先生については、ある程度慣れておりますので、いけるんじゃないかなと思いますけれど、現場との話、意見も十分聞いた上で、検討したいと思っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） タブレットにつきましては、12月28日納入ということで、それから、インターネット環境にも、調査が進んで97%ということなんですけれども、これ広島県の例なんですけれども、県立高校103校オンライン授業をすると、この5月の補正で8億8,000万円確保して、このオンライン授業に向けての取り組みをします。

何をするのかというと、当然、そのタブレットもそうですけれども、ここに書いてあるのは、アカウントを確保すると。それから、クラウドの確保だとか、30万人分のそういうこともやっていくと。

要するに、タブレット、機材のところと、それから指導する方と、それから、今度、ソフトのところと、併せて、そういう取り組みが、このオンライン授業を早めるといった時には、そのことが同時に、やっぱり必要なのではないかなというふうに思うんですけども。再度、そのあたりは、いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） IT関係の専門用語が出てくると、私も戸惑うところがあるんですけど、休業中に、いろんな動画配信とか、授業とかいう配信もニュース等ではあったと思いますが、佐用町が授業を、例えば、佐用チャンネルでは授業はしていません。

というのは、例えば、ある授業を教材を使ってすると、佐用チャンネルですと、全町民が見てしまいます。そうなると、その教材の著作権の問題が出てきます。

例えば、教科書も、今、6年生だったら、6年生の児童が見れるための授業は OK です。よという著作権なんで、アカウントいう、いわゆる個別のログインするような、何て言うんですか、ID が必要なので、それを各児童・生徒に与えると、その6年生は、6年生のアカウントがあって、そのアカウントで入れば6年生だけが見れるという形にしないと、著作権の問題が出てきますので、そういったことも含めて、業者の説明を受けながら、業者を選定して、タブレットを入れるという形を取りたいというふうには考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 全協でも、私、ちょっと触れましたように、12 月 28 日のタブレットの納入というのは、年末ですし、正月挟みますし、実際、その日についたとしても、なかなか、その年度内に本当に使えるのかなというふうなところが、ちょっとあつたりします。

だから、あわせて、先ほど言ったところについて、指導する方が民間の方なのかどうか分かりません。そういうふうなことも早めの対策というのは、多分、どの県も、どの市町も同じような取り組みになるというふうに思いますので、早めの対応策を、ぜひよろしくお願いしたいなというふうに思います。

心の問題、児童・生徒の心の問題を先生方が心配されている、懸念されている、併せて、保護者の方、はっきり私も言われたんですけども、学力云々と言うよりも、学校の安全というふうなことを言われた保護者の方もおられました。

それで、養護教諭の方にお話を伺いまして、教育長のところにもお耳に入っている可能性はありますけれども、学校の安全と、あるいは第2波対策というふうなところで、幾つか養護の先生方が、これはないと困るとか、あつてほしいとか、もっと考えてほしい。

細かいんですけども、教室ごとに、アルコール洗浄液、既に、中学校では一部教室ごとにあるところもあると聞きました。

しかし、学校に1カ所とか2カ所ではなくて、教室ごと、クラスごとにあつたほうがいいのではないかなと。

それから、ごみ箱、教室にごみ箱がありますけれども蓋がないんですね。蓋つきで、かつペダルで開け閉めができるようなのがあつたほうがいいな。養護の先生、こんなふうにおっしゃっていました。

それから、ハンドソープ、それから、非接触型の体温計。このあたりが、養護の先生から要望としてあつたんですけど、お耳に入っていますでしょうか。いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 幾らかは、私のほうにも届いております。

例えば、非接触型体温計につきましては、注文しましても在庫がないということで、なかなか手に入っておりません。

手に入り次第、各校1つずつは配りたいとは思っておりますし、それから、アルコール

につきましても容器さえ持ってきていただければ、福祉課のほうでも用意していただいておりますが、基本、流水で手を洗うとか、石鹸で洗う、そういう施設がないようなところについては、アルコールをというふうに、通知のほうも来ておりますので、石鹸をつけての手洗いを十分にさせていただいたらいいんじゃないかなと思いますけれど、各学校にもアルコールの容器はありますので、その都度配っておりますし、それから、そのほかの対策としては、バスにつきましても乗る時にはアルコール消毒をして乗車して、それから、運転手さんにも、室内の消毒はしていただいておりますし、それから、教室については、できるだけ換気をするように。

私も各学校見て回ったんですが、小中学校、子供と子供の間は、最低1メートル以上は離れておりましたし、窓を開けながらの授業になっております。どうしても、しゃべらないと授業は進まない部分もありますので、必ずマスクはしておりました。

そういったところに気をつけながらやっております。ごみ箱についても、今後、検討していきたいとは思いますが、今、注文して各学校に養護教諭のほうからも、少し要望があったのは、熱が学校で出たと。これについては、本当の風邪なのか、それともコロナ関係なのか分かりませんが、用心して、その子供に看護しなければならない。そういった時に、やっぱりフェイスシールドとか、カバーなんかが必要ではないかという意見も聞きましたので、各学校には配るように配布はしておりますので、そういった教育委員会として対応できるようなところは検討していきたいと思っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 保護者の方が、そういう学校再開を急ぐべきではないという方、そういう方が現実におられたんですね。

先生方も、学校の児童・生徒に対する安全対策ということについては、敏感になっておられるというところがあります。

養護の先生方の要望があったりします。

それで、もう1つ、このコロナがあつてというか、余計に心配だというところがあるんですけども、校医による健康診断というのが、年間に例えば、耳鼻科だとか、内科だとか、それから歯科だとかありますけれども、その時に使う器具、使い捨てではないようなんですね。それで、養護の先生が、煮沸して使っているということを、ちょっと聞きましたので、これは、教育委員会だけではなく、校医の方の判断というか、判断と言ったらあれですけども、そのあたりは、そういうことについて、耳に届いているかどうか。

あるいは、それはやっぱり、安全対策というところからは、最善の策を取るべきではないかなというふうに思う。いかがでしょう。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） そのお話につきましては、養護の先生方、また、代表の校長先生のほうからも要望を受けまして、既に、使い捨ての器具を使うと、導入するということで、考えてございます。

ただ、それは、もちろん、今年は、そういった対応させていただきますけども、来年度以

降につきましては、このコロナの状況、今後の推移を見ながら、来年度以降については、考えていきたいと考えてございます。

予算面につきましては、このたびの臨時交付金等で対応したいと考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 今年度限りではなくて、ぜひそれは、使い捨てるのところについては、対策を、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（石堂 基君） 廣利議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと 2 名の方の質問が残っておりますが、これにて、本日の日程を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程を終了します。

次の本会議は、明日、6 月 5 日、午前 10 時より再開します。

本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後 0 2 時 5 0 分 散会
